

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月22日
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 浩一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【事務連絡者氏名】	伊藤 真澄
【電話番号】	03-6880-6400
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	エマージング・カレンシー・債券ファンド (1年決算型)
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	継続募集額 上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

**第一部【証券情報】****(1) 【ファンドの名称】**

エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）（以下「ファンド」といいます。）

**(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】**

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

**(3) 【発行（売出）価額の総額】**

5,000億円を上限とします。

**(4) 【発行（売出）価格】**

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

**(5) 【申込手数料】**

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.675%（税抜3.5%）が上限となっております。

**(6) 【申込単位】**

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

**(7) 【申込期間】**

平成25年8月23日から平成26年8月21日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**(8) 【申込取扱場所】**

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

**委託会社の照会先**

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448

受付時間：営業日の9時～17時

**(9) 【払込期日】**

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**(10) 【払込取扱場所】**

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

**(11) 【振替機関に関する事項】**

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

**(12) 【その他】**

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

ファンドの基本的性格

##### 1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式 債 券
	海外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ		
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含、日本)	ファミリーファンド	あり ( )		
	年2回	日本				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回	北米				
	年6回 (隔月)	欧州				
	年12回 (毎月)	アジア				
	日々	オセアニア				
不動産投信	その他 ( )	中南米			ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券(一般)))		アフリカ				
		中近東 (中東)				
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(債券(一般)))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

## &lt; 商品分類の定義 &gt;

## 1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

## 2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合.....目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド).....「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

## &lt; 補足として使用する商品分類 &gt;

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型.....目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

## &lt; 属性区分の定義 &gt;

## 1. 投資対象資産による属性区分

## (1)株式

- 一般.....次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 大型株.....目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- 中小型株.....目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

## (2)債券

- 一般.....次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 公債.....目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む、以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債.....目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信.....これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産.....組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合.....以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

## 2. 決算頻度による属性区分

- 年1回.....目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年2回.....目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年4回.....目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年6回(隔月).....目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- 日々.....目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- その他.....上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

## 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- グローバル.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- 日本.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 北米.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 欧州.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- アジア.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- オセアニア.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 中南米.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- アフリカ.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 4. 投資形態による属性区分

- ファミリーファンド.....目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分  
 為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。  
 為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分  
 日経225  
 TOPIX  
 その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型  
 ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。  
 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。  
 ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。  
 その他型.....目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(平成22年7月1日現在)

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

## ファンドの特色

1

外国投資法人(「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド ベースクラスI」投資証券)(以下、「投資先ファンド」といいます。)を通じて、主に現地通貨建てのエマージング債券に投資し、中長期的な投資信託財産の成長をめざします。

### < 現地通貨建てエマージング債券とは >

エマージング諸国の自国通貨建て(現地通貨建て)債券をいいます。

### < エマージング諸国とは >

一般的に経済発展の途上にあり、既に成熟した先進国並みの経済をめざす成長段階に位置している国および地域を指します。

### < 主なエマージング諸国の例 >



上図は、一般的なエマージング諸国を例示したものであり、「投資先ファンド」は、上記のエマージング諸国に投資するとは限りません。また、上記以外のエマージング諸国に投資を行う場合があります。

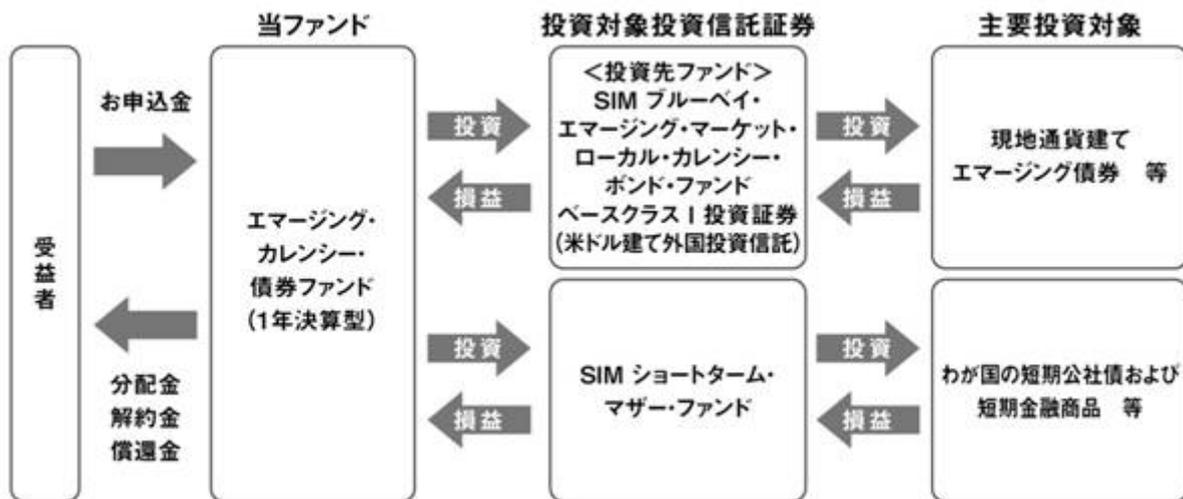
エマージング債券は一般的に先進国の債券と比較してカントリーリスクが高い反面、相対的に高い利回りが期待できます。「投資先ファンド」がベンチマークとする「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード・ダイバーシファイド」(米ドル建て：為替ヘッジなし)の利回りは、世界主要国の国債の利回りと比較すると相対的に高めです。

### <エマージング諸国の投資リスクについて>

当ファンドが投資する投資信託証券の投資対象国であるエマージング諸国は、先進国と比較し、一般的に情報の開示などの基準が異なる場合があります。投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。また、政治・経済情勢などの安定性の欠如による、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖、もしくは、流動性の極端な減少等）も想定されます。その他、政府当局による海外からの投資規制や外国人投資家に対する追徴的な課税、自国外への送金規制、金融商品取引所の閉鎖や取引停止等の規制が突然導入されることも想定され、その場合には金融商品市場の価格変動が大きくなるばかりでなく、規制の内容等によっては、ファンドによる投資資金の回収が一時的に困難となる、または、不可能となることも想定されます。当ファンドのリスクの詳細に関しましては、「3 投資リスク、(1)ファンドのリスク」をご参照ください。

## 2

主として外国投資法人の投資証券に投資し、一部国内証券投資信託（親投資信託）の受益証券にも投資するファンド・オブ・ファンズです。



### 投資先ファンドの特色

- ・主に現地通貨建てのエマージング債券（国債、政府機関債、社債等）に投資を行い、ファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
- ・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード・ダイバーシファイド（米ドル建て：為替ヘッジなし）をベンチマークとし、これを上回るリターンをめざします。
- ・運用は、ブルーベイ・アセット・マネジメント・エルエルピー（以下「ブルーベイ社」といいます。）が行います。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市場動向などを勘案して決定するものとし、原則として、投資先ファンドの組入比率を高位とすることを基本とします。

当ファンドは外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。  
ただし、投資先ファンドでは為替取引を機動的に行います。  
(例) 現地通貨を米ドルやユーロなどの先進国通貨に対して為替ヘッジを行います。

「SIM ショートターム・マザー・ファンド」は主としてわが国の短期公社債および短期金融商品等に投資し、新生インベストメント・マネジメント株式会社が運用します。

資金動向、市場動向等を勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

<ブルーベイ社とは>

2001年7月にロンドンで設立された資産運用会社です。2013年3月末時点の運用資産残高は約5兆2,400億円となっており、そのうちエマージング債券運用資産残高は約2兆870億円となっております(2013年3月末日の三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値1米ドル=94.05円にて換算)。ブルーベイ社は、統制の取れた投資プロセス、経験豊富な人たちのチームワークによって達成された堅実な運用実績、リスク管理体制などで総合的な評価を受けています。

## 信託金限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

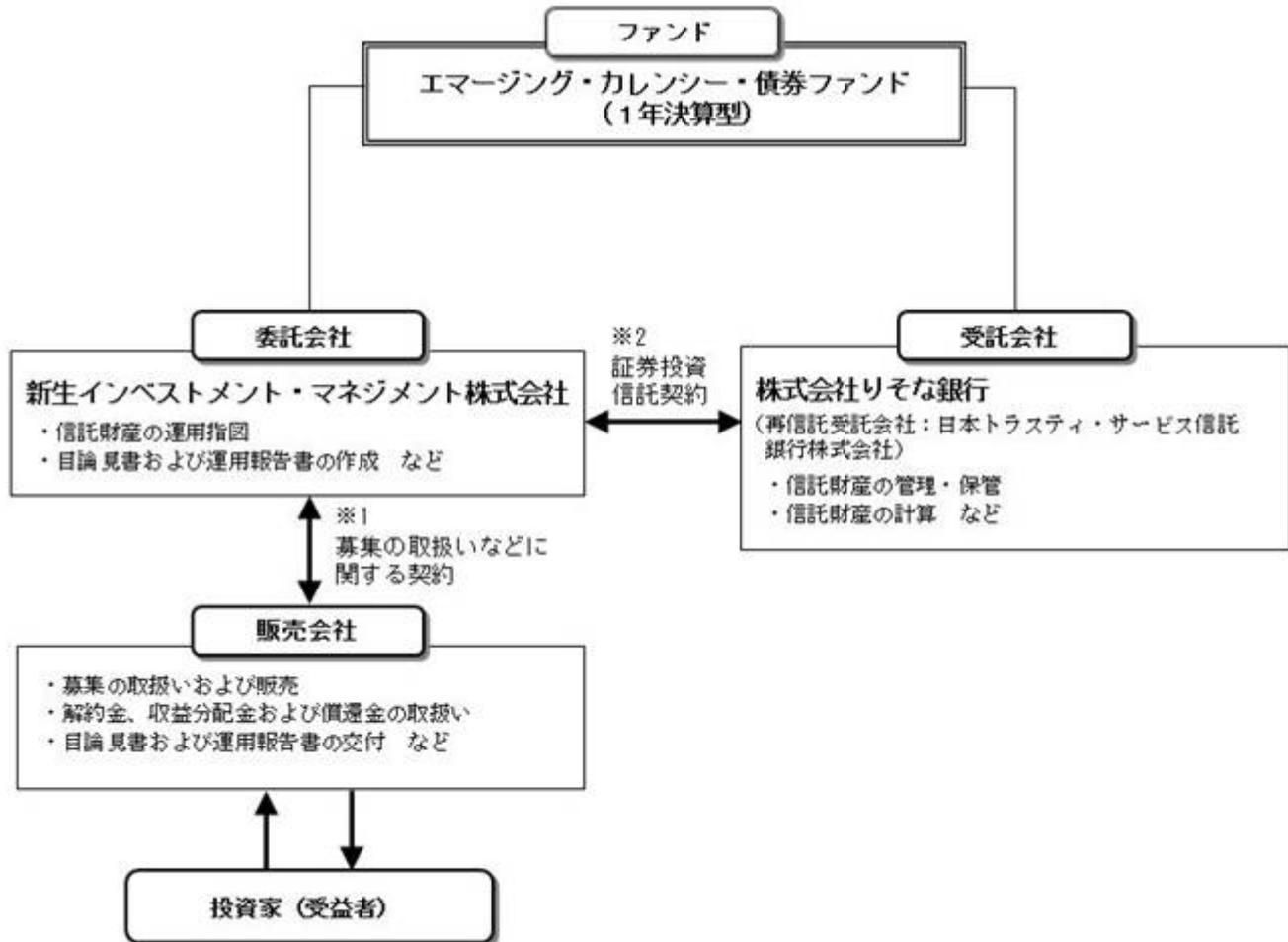
## (2) 【ファンドの沿革】

平成20年9月30日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

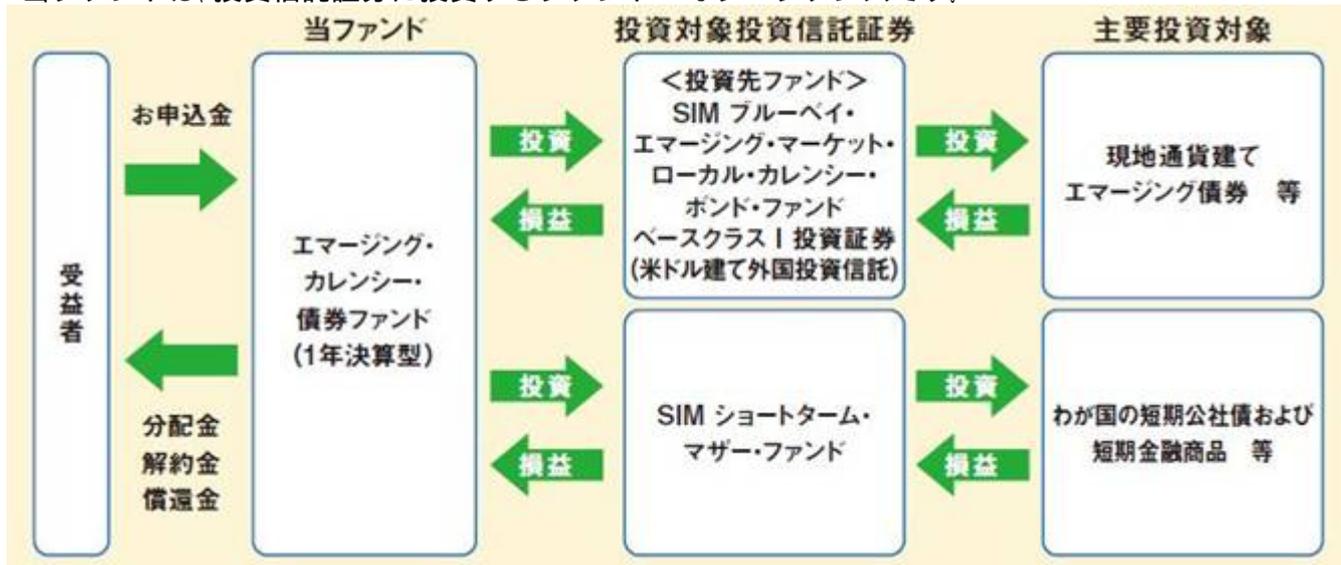
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものを、販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものを、運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

## &lt;ファンド・オブ・ファンズの仕組み&gt;

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



## 委託会社の概況（平成25年5月末現在）

- 1) 資本金  
4億9,500万円
- 2) 沿革
  - 平成13年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立
  - 平成14年2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録
  - 平成15年3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可
  - 平成19年9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録
- 3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900株	100%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンドベースクラス」投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）および証券投資信託である「SIM ショートターム・マザー・ファンド」の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）を主な投資対象とします。

当該外国投資信託は、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

・次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

・次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として次の外国投資法人の投資証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンドベースクラス」投資証券
2. 証券投資信託「SIM ショートターム・マザー・ファンド」受益証券
3. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマースナル・ペーパー
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

委託者は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

## 投資先ファンドの概要

## 1) 「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンドベースクラス」

ファンド名	SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド ベースクラス
形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド型米ドル建て外国投資法人
投資態度	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・ブロード・ダイバーシファイド（米ドル建て：為替ヘッジなし）をベンチマークとし、これを上回るリターンをめざします。

投資対象	<p>このファンドは、原則として純資産総額の2/3以上を直接的、間接的（例えばクレジット・リンク債券を通じて）にあらゆる格付け（投資適格 および投資適格未済を含む）のエマージング諸国の政府、またはエマージング諸国に所在する法人が発行する現地通貨建ての債券に投資します。</p> <p>投資適格とは、スタンダード・アンド・プアーズ社においてはBBBマイナス以上、ムーディーズ社においてはBaa3以上の格付けを取得したものをいいます。</p> <p>主な投資可能債券は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地通貨建て国内市場で取引されている当該国の国債</li> <li>・当該国内市場で取引されている銀行や企業が発行する社債</li> </ul> <p>このファンドは原則として純資産総額の1/3を上限として自国通貨以外の通貨（例えば、米ドル）で表示されたエマージング諸国の発行体が発行する債券に投資することができます。</p> <p>このファンドは、現地通貨のポジションもアクティブに取ります。</p> <p>運用の効率化に資するため、直接投資できない市場に投資するため、またポジションのヘッジを行うために、金融デリバティブ商品に投資することがあります。</p> <p>純資産総額の10%以上の借入れは行いません。</p> <p>原則として株式への投資割合は純資産総額の10%、転換社債あるいは新株予約権付社債への投資割合は純資産総額の25%、短期金融商品への投資割合は純資産総額の1/3を上回らないものとします。</p> <p>ただし、これらの資産への投資合計は、純資産総額の1/3を上回らないものとします。</p>
信託報酬	0.80%
申込手数料	ファンドで買付ける場合は不要です。
その他の費用	<p>別途ファンドの管理費用（上限0.3%）等がかかります。</p> <p>保管報酬・登録・名義書換、支払代理人報酬・所在地事務・管理事務代行報酬（合わせて年率0.3%を上限）、その他主要な費用として、運営および管理に関する報酬（設立・登録費用、資産に対するルクセンブルグの年次税、投資先ファンドの取締役が負担した実費、弁護士報酬・監査報酬、継続登録費用、翻訳費用、目論見書作成・配布費用、株主への財務報告書類等の作成・配布費用等を含みますがこれらに限定されません。また、設立・登録費用50,000ユーロおよび投資先ファンドの設立費用は5年間を限度とする期間で償却されます。）、さらに売買仲介手数料を含むポートフォリオ組入有価証券取引関連費用、および訴訟費用等の臨時特別費用等が含まれます。なお、償還手数料はかかりません。</p>
運用会社	BlueBay Asset Management LLP
設定日	2006年7月4日
信託期間	無期限
決算日	毎年6月30日
設定、解約	ルクセンブルグ、ロンドンの銀行休業日を除く毎営業日
収益分配方針	原則として利子・配当等収益および売買益の全額を分配対象額とします。

投資先ファンドは上記のような投資方針に基づいて運用が行われますが、市況動向等によっては上記のような運用が行われないことがあります。

（注）運用報酬や管理費等については、後記「4 手数料等及び税金」をご参照ください。

## 2) SIM ショートターム・マザー・ファンド

ファンド名	SIM ショートターム・マザー・ファンド
形態	証券投資信託/親投資信託
主な投資対象	わが国の短期公社債および短期金融商品です。
運用の基本方針	信託財産の安定的な収益の確保を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。
主な投資態度	わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。なお、市況動向により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資制限	<p>外貨建て資産への投資は行いません。</p> <p>有価証券先物取引等を行うことができます。</p> <p>スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</p>
決算日	年1回、原則として毎年5月23日（収益の分配は行いません。）
申込手数料	かかりません。
解約手数料	かかりません。
信託報酬	かかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

## (3) 【運用体制】

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会議	役割・機能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項および関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組織	役割・機能
運用商品サービス部 (6名)	運用商品サービス部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 ・当ファンドにおいては、投資環境および資金動向等により、投資対象ファンドおよびその他資産への投資割合を総合的に判断し決定します。 ・投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。

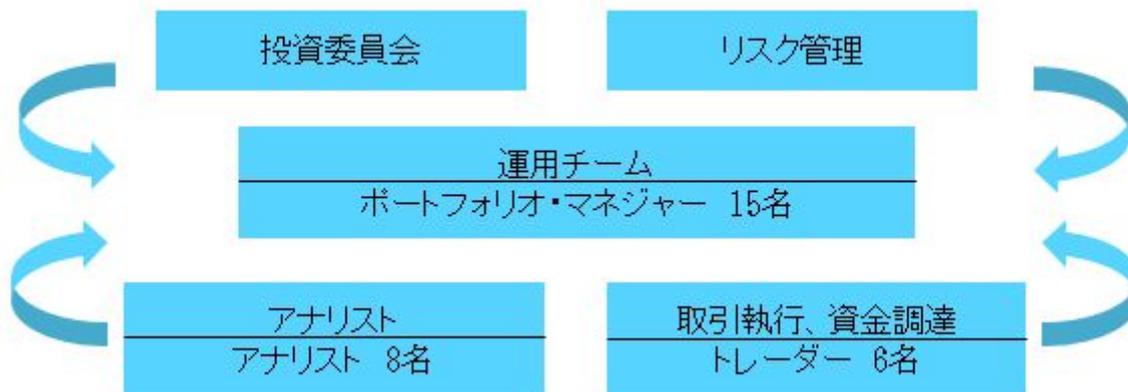
また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

上記の運用体制は、平成25年5月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

## &lt;ブルーベイ社&gt;

ブルーベイ社の運用体制は、以下の通りです。

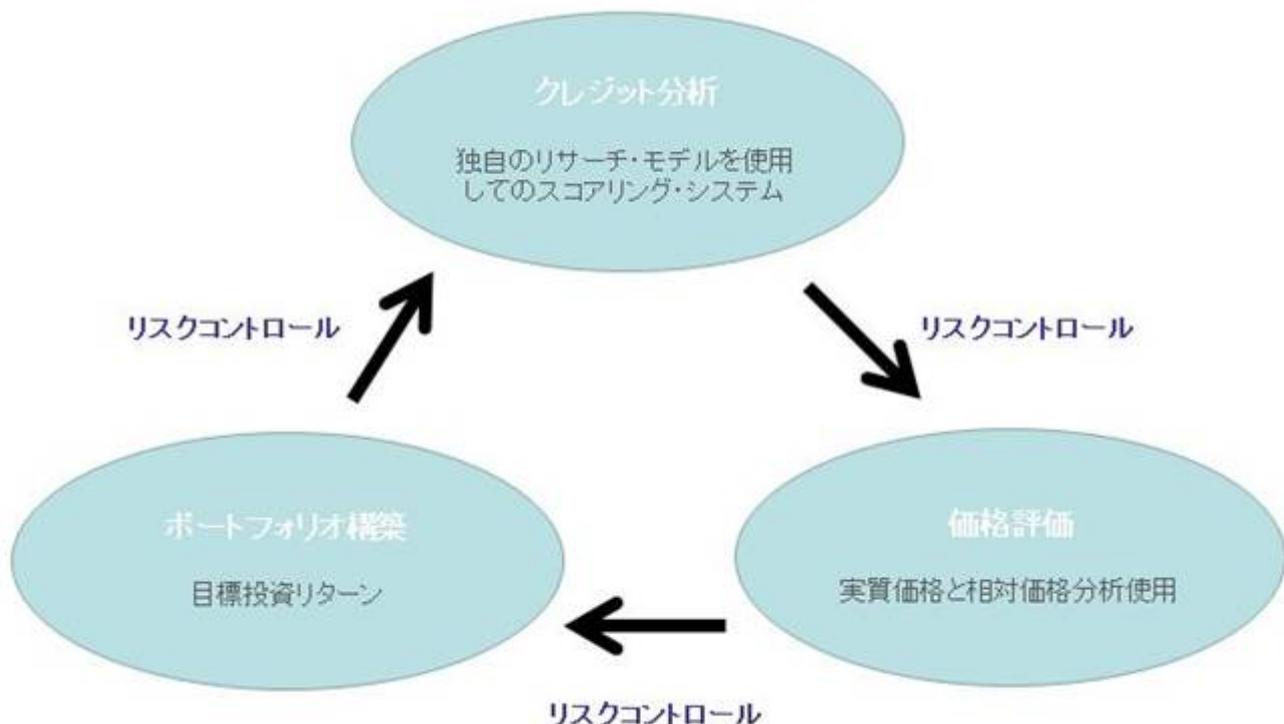
## 1) エマージングマーケットチーム



- ・投資委員会は、CIO・COOおよび各運用チームのシニア・ポートフォリオ・マネジャーで構成。
- ・ブルーベイ社のエマージング・デスクはポートフォリオ・マネジャー15名、アナリスト8名から成るチームで構成。
- ・運用は、投資委員会で議論されるブルーベイ社共通のマクロの見方と、アナリストやトレーダーからのボトムアップ情報を組み合わせ、ポートフォリオを構築していきます。

- ・ブルーベイ社の投資の意思決定過程は、ボトムアップとトップダウンを組み合わせたものとなります。トップダウン・アプローチでは、投資委員会（インベストメント・コミッティー）にてマクロ経済、金利などの状況を議論し、市場の方向性を予想し、ポートフォリオ全体のリスクを決定します。トップダウンによって決まった全体的なリスクに対し、ボトムアップ・アプローチでは全体的なリスクの範囲内で、ファンダメンタルズ、テクニカル、取引コスト、流動性といった観点から個別の銘柄を選別し、実際の投資を決定していきます。エマージング債券の運用では、個別銘柄の選択が非常に重要で、ボトムアップ・アプローチの比率が高くなっています。

## 2) 投資プロセス



- ・個別の投資の決定は、社内外からの情報、調査に基づき行われます。社内には地域毎にリサーチ

を担当するアナリストがおり、このアナリストが作成したレポートをもとに投資を行っています。

- ・ エマージング債券の評価では、ブルーベイ社独自の調査に加え、エマージング各国の政府や国際通貨基金（IMF）などの国際機関の公表データ、投資銀行のリサーチ等をもとに、10項目のファンダメンタル・チェックシートを作成し、債務支払能力を評価しています。各項目に5点満点で評価を行い、10項目のチェックを行うことでバランスよく、様々な観点から債務支払能力を分析しています。
- ・ 社外情報では、エマージング各国政府の開示情報、国際通貨基金（IMF）、世界銀行などの国際機関のレポート、投資銀行のリサーチなどを利用しますが、こういった社外情報は参考資料として位置付けられており、社外情報だけで投資判断を行わず、必ず社内で分析を行ってから投資を行います。

上記体制等は、平成25年3月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

#### (4) 【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

##### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

##### 2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

##### 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行いません。

##### 収益分配金の支払い

##### <自動けいぞく投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約<sup>\*</sup>を締結します。

<sup>\*</sup>：当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

##### <一般コース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

#### (5) 【投資制限】

##### 約款に定める投資制限

1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

2) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されているものについては投資信託財産の純資産総額の50%を超えて取得できるものとし、それ以外のものについては投資信託財産の純資産総額の50%を超えないものとします。

3) 株式への直接投資は行いません。

4) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

5) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

6) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 3 【投資リスク】

##### (1) ファンドのリスク

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

### 価格変動リスク（金利変動リスク）

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて公社債に投資します。公社債の価格は、一般的には金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。価格変動は、一般的には残存期間が長い公社債の方が、短いものより大きくなります。また発行体が財政難や経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた公社債の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の債券に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の公社債を実質的な投資対象としますが、そうした公社債の価格は大きく変動することがあります。さらに流動性が低いため、想定する債券価格と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、そうしたことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

### 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。すなわち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

### カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。

また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化（格付けの低下）、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起こりやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

### 信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額に影響を受け、投資元本を割込むことがあります。特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額に影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

### その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。
- 5) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリン

グ・オフ)の適用はありません。

## (2) リスク管理体制

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

### 1) 当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組織	役割・機能
運用商品サービス部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。</li> <li>・ 投資ファンドおよび投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については、定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。</li> </ul>
管理部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。</li> <li>・ 法令および信託約款の遵守状況をモニタリングします。</li> </ul>

### 2) コンプライアンス体制

コンプライアンス・オフィサーは、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

上記体制は平成25年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< ブルーベイ社 >

ブルーベイ社では、リスク管理部門の専用担当を設け、専用のシステムにより以下の観点から リスク管理を行っています。

- ・ 様々な角度（モンテカルロ、ヒストリック・シミュレーション、パラメトリックなど）からのリスク分析の他、トラッキング・エラー、VaR、金利や為替のポジションにターゲット・レンジを設けて管理しています。また、ポートフォリオ全体のリスクが戦略によってどのように変動するのかをシミュレートするストレス・テストも実施しています。
- ・ 取引執行の事前、事後に当該取引が運用ガイドラインから逸脱していないかチェックしています。例えば、投資制限を越えるような取引の発注はできないといった、物理的なコントロールを行っています。

上記体制等は、平成25年3月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.675%（税抜3.5%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜自動けいぞく投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

## (2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.155%（税抜1.10%）
投資対象とする投資信託証券	0.8%程度
実質的負担	1.955%（税抜1.90%）程度

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.155%（税抜1.10%）の率を乗じて得た額とします。
- ・投資先ファンドの運用報酬（純資産総額に対して年率0.8%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年1.955%程度です。  
投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資先ファンドの概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.155%	0.3885%	0.7350%	0.0315%
(1.10%)	(0.37%)	(0.70%)	(0.03%)

括弧内は税抜です。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

## (4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

また、投資先ファンドにかかる保管報酬、事務処理に要する諸費用、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料およびファンド設立費用等が別途投資先ファンドから支払われます。

その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示するこ

とができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。平成26年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
- ・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

2) 解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益（譲渡益）<sup>\*</sup>については譲渡所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となります。確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
- ・<sup>\*</sup>解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
- ・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、7.147%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- ・なお、上記の7.147%の税率は、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）の税率となる予定です。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

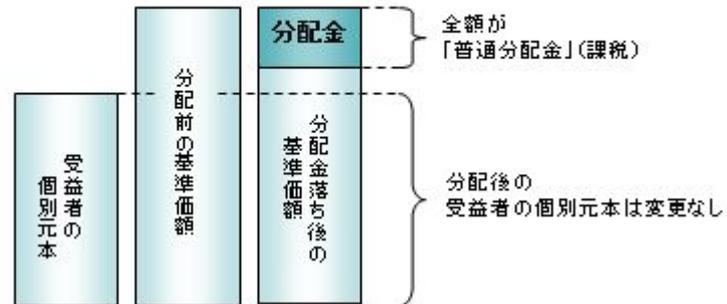
普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
  - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
  - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- 八) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その

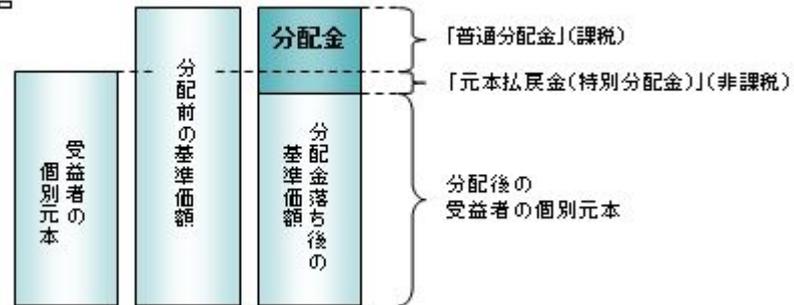
後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

以下の運用状況は2013年 5月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルク	441,583,807	95.17
親投資信託受益証券	日本	4,018,017	0.87
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		18,382,667	3.96
合計(純資産総額)		463,984,491	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	投資証券	SIM BlueBay Emerging Market Local Currency Bond Fund Base Class I	47,959.768	9,560.13	458,501,813	9,207.37	441,583,807	95.17
日本	親投資信託受益証券	S I M ショートターム・マザー・ファンド	3,943,873	1.0188	4,018,017	1.0188	4,018,017	0.87

## ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	95.17
親投資信託受益証券	0.87
合計	96.04

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2009年 5月25日)	191	191	0.9343	0.9343
第2計算期間末 (2010年 5月24日)	273	273	1.0393	1.0393
第3計算期間末 (2011年 5月23日)	319	319	1.1431	1.1431
第4計算期間末 (2012年 5月23日)	296	296	1.0529	1.0529
第5計算期間末 (2013年 5月23日)	471	471	1.5177	1.5177
2012年 5月末日	288		1.0212	
6月末日	296		1.0510	

7月末日	301		1.0827
8月末日	298		1.0750
9月末日	304		1.0999
10月末日	293		1.1279
11月末日	307		1.1728
12月末日	323		1.2661
2013年 1月末日	339		1.3476
2月末日	339		1.3601
3月末日	367		1.3730
4月末日	406		1.4749
5月末日	463		1.4312

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2008年 9月30日～2009年 5月25日	0.0000
第2期	2009年 5月26日～2010年 5月24日	0.0000
第3期	2010年 5月25日～2011年 5月23日	0.0000
第4期	2011年 5月24日～2012年 5月23日	0.0000
第5期	2012年 5月24日～2013年 5月23日	0.0000

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2008年 9月30日～2009年 5月25日	6.57
第2期	2009年 5月26日～2010年 5月24日	11.24
第3期	2010年 5月25日～2011年 5月23日	9.99
第4期	2011年 5月24日～2012年 5月23日	7.89
第5期	2012年 5月24日～2013年 5月23日	44.14

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2008年 9月30日～2009年 5月25日	207,831,800	2,729,659
第2期	2009年 5月26日～2010年 5月24日	328,510,406	270,337,063
第3期	2010年 5月25日～2011年 5月23日	94,061,923	78,201,455
第4期	2011年 5月24日～2012年 5月23日	85,783,750	83,460,156
第5期	2012年 5月24日～2013年 5月23日	103,995,443	74,922,335

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## (参考)

SIM ショートターム・マザー・ファンド  
以下の運用状況は2013年 5月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### （１）投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	579,970,160	98.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6,776,801	1.15
合計(純資産総額)		586,746,961	100.00

### （２）投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(％)	償還期限	投資比率(％)
日本	国債証券	第359回国庫短期証券	220,000,000	99.98	219,971,180	99.99	219,978,440		2013/7/16	37.49
日本	国債証券	第350回国庫短期証券	200,000,000	99.99	199,992,600	99.99	199,997,000		2013/6/10	34.09
日本	国債証券	第351回国庫短期証券	160,000,000	99.99	159,991,200	99.99	159,994,720		2013/6/17	27.27

#### ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	98.85
合計	98.85

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報)

## 運用実績

(2013年5月末現在)

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後、信託財産留保額控除前、税引前です。

## 分配の推移

決算期	分配金
13年5月	0円
12年5月	0円
11年5月	0円
10年5月	0円
09年5月	0円
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

## 主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

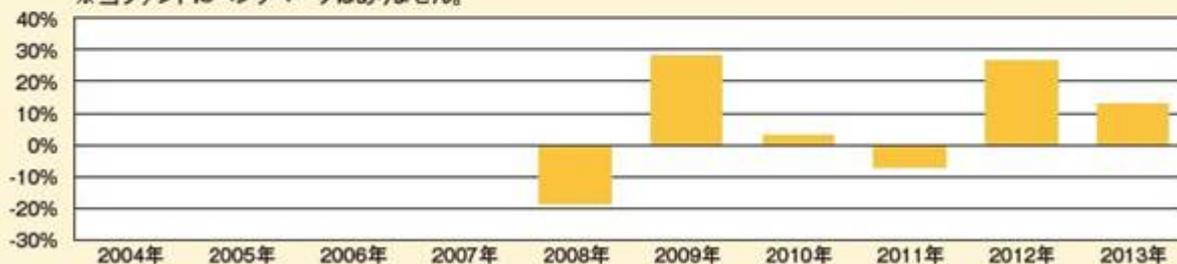
	組入上位銘柄	利率	償還日	通貨	構成比率
1	ブラジル国債	10.00%	2023/1/1	ブラジル・リアル	3.9%
2	メキシコ国債	6.25%	2016/6/16	メキシコ・ペソ	3.8%
3	ロシア国債	7.40%	2017/4/19	ロシア・ルーブル	3.8%
4	ブラジル国債	10.00%	2017/1/1	ブラジル・リアル	3.7%
5	トルコ国債	7.10%	2023/3/8	トルコ・リラ	3.3%
6	ブラジル国債	10.00%	2014/1/1	ブラジル・リアル	3.3%
7	ポーランド国債	4.75%	2016/10/25	ポーランド・ズロチ	3.1%
8	トータルリターンズワップ(インド国債)	8.13%	2022/9/21	インド・ルピー	2.5%
9	メキシコ国債	6.50%	2022/6/9	メキシコ・ペソ	2.4%
10	トータルリターンズワップ(コロンビア国債)	13.50%	2014/9/12	コロンビア・ペソ	2.2%

※構成比率は投資先ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

## 年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。＜暦年ベース＞

※当ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、税引前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2008年は設定日(9月30日)から年末まで、2013年は年初来5月末までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法  
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択  
収益分配金の受取方法によって、＜自動けいぞく投資コース＞と＜一般コース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。  
＜自動けいぞく投資コース＞  
収益分配金を自動的に再投資するコースです。  
＜一般コース＞  
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
- (3) 申込みの受付  
販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間  
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (5) 取得申込不可日  
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。  
ルクセンブルクの銀行休業日  
ロンドンの銀行休業日  
ニューヨークの銀行休業日
- (6) 申込金額  
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- (7) 申込単位  
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### 委託会社の照会先

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

ホームページアドレス : <http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号 : 03-6880-6448

受付時間 : 営業日の9時～17時

- (8) 申込代金の支払い  
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (9) 受付の中止および取消  
委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。  
金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

### 2【換金（解約）手続等】

#### < 解約請求による換金 >

- (1) 解約の受付  
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間  
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (3) 解約請求不可日  
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。  
ルクセンブルクの銀行休業日  
ロンドンの銀行休業日  
ニューヨークの銀行休業日
- (4) 解約制限  
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

合わせてください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

ホームページアドレス：http://www.shinsei-investment.com/

電話番号：03-6880-6448

受付時間：営業日の9時～17時

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

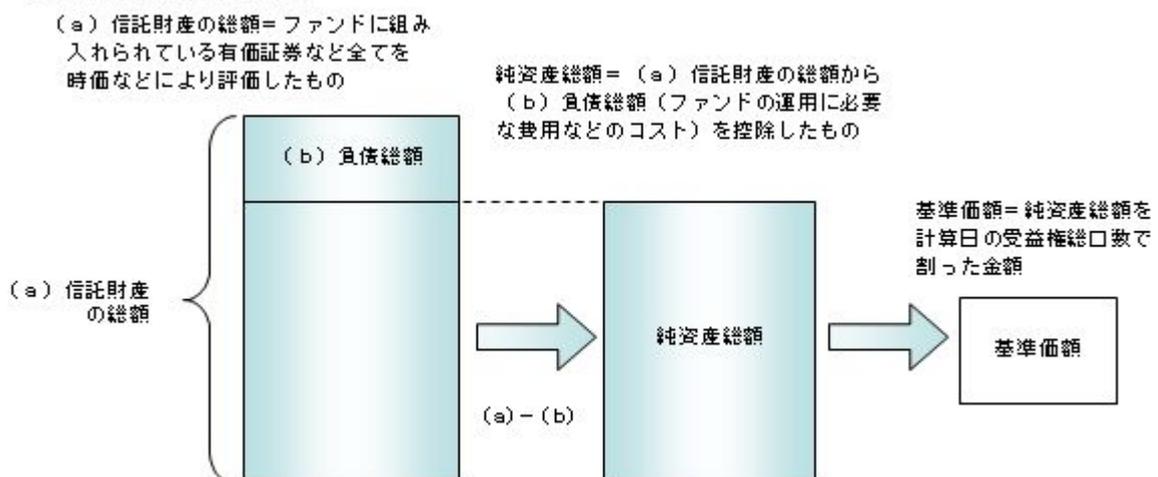
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

< 基準価額算出の流れ >



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

## 投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

## 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

## 委託会社の照会先

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

ホームページアドレス：http://www.shinsei-investment.com/

電話番号：03-6880-6448

受付時間：営業日の9時～17時

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

無期限とします（平成20年9月30日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

## (4) 【計算期間】

原則として、毎年5月24日から翌年5月23日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
    - イ) 受益者の解約により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
    - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
    - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
  - 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
  - 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
    - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
    - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
    - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
    - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
  - 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 償還金について
- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
  - ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更など

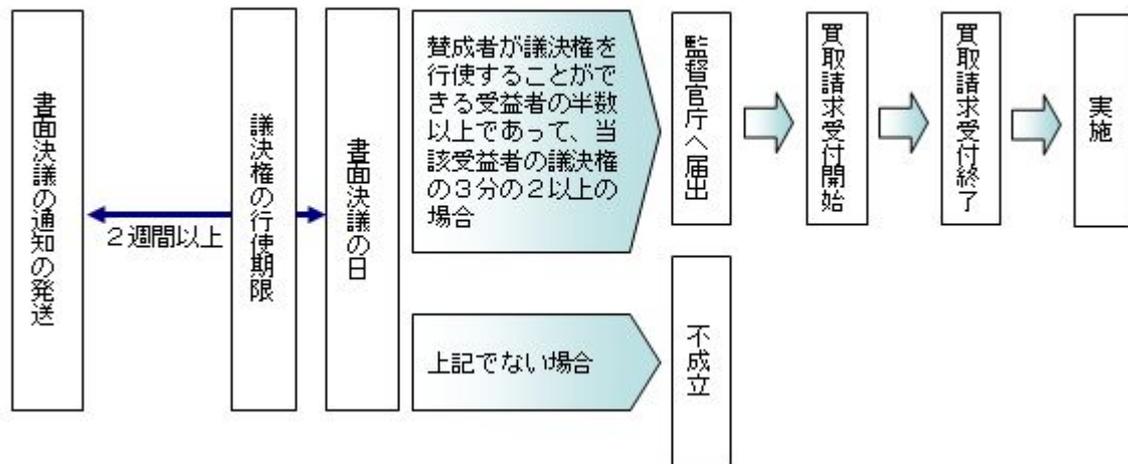
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更などを行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更などに反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成24年5月24日から平成25年5月23日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる監査を受けております。

## 1【財務諸表】

エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (平成24年5月23日現在)	第5期 (平成25年5月23日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	11,057,991	33,194,335
投資証券	283,902,568	438,007,316
親投資信託受益証券	4,014,468	4,018,017
派生商品評価勘定	-	30,750
未収利息	15	27
流動資産合計	298,975,042	475,250,445
資産合計	298,975,042	475,250,445
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	318,370	1,377,376
未払受託者報酬	48,783	56,107
未払委託者報酬	1,739,710	2,000,821
その他未払費用	521,976	520,556
流動負債合計	2,628,839	3,954,860
負債合計	2,628,839	3,954,860
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	281,459,546	310,532,654
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,886,657	160,762,931
純資産合計	296,346,203	471,295,585
負債純資産合計	298,975,042	475,250,445

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 (自平成23年5月24日 至平成24年5月23日)	第5期 (自平成24年5月24日 至平成25年5月23日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	27,205,938	45,561,326
受取利息	6,167	3,589
有価証券売買等損益	40,763,499	4,085,162
為替差損益	7,068,675	78,029,989
営業収益合計	20,620,069	127,680,066
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	97,127	103,864
委託者報酬	3,463,622	3,703,911
その他費用	1,504,031	1,524,263
営業費用合計	5,064,780	5,332,038
営業利益又は営業損失（ ）	25,684,849	122,348,028
経常利益又は経常損失（ ）	25,684,849	122,348,028
当期純利益又は当期純損失（ ）	25,684,849	122,348,028
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,285,906	12,048,054
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	39,953,458	14,886,657
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,253,186	40,143,178
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,253,186	40,143,178
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,921,044	4,566,878
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,921,044	4,566,878
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,886,657	160,762,931

**(3)【注記表】****(重要な会計方針に係る事項に関する注記)**

項目	第5期 (自平成24年5月24日 至平成25年5月23日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。予想配当金額を計上した場合は、入金時に入金額との差額を計上しております。 (2)為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 (2)ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年5月24日から翌年5月23日までとしております。

**(貸借対照表に関する注記)**

項目	第4期 (平成24年5月23日現在)	第5期 (平成25年5月23日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	281,459,546口	310,532,654口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0529円 (10,529円)	1.5177円 (15,177円)

**（損益及び剰余金計算書に関する注記）**

第4期 (自平成23年5月24日 至平成24年5月23日)	第5期 (自平成24年5月24日 至平成25年5月23日)
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における経費控除後の配当等収益(18,221,670円)、経費控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(49,282,003円)、及び分配準備積立金(42,566,820円)より、分配対象収益は110,070,493円(1口当たり0.3910円)ですが、当期に分配した金額はありません。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における経費控除後の配当等収益(39,369,300円)、経費控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(31,354,971円)、収益調整金(87,454,486円)、及び分配準備積立金(46,050,485円)より、分配対象収益は204,229,242円(1口当たり0.6576円)ですが、当期に分配した金額はありません。</p>
<p>2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額</p> <p>当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。</p>	<p>2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額</p> <p>当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。</p>

**（金融商品に関する注記）****1 金融商品の状況に関する事項**

第4期 (自平成23年5月24日 至平成24年5月23日)	第5期 (自平成24年5月24日 至平成25年5月23日)
<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資証券、親投資信託受益証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、原則として外貨の送金及び将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。</p>	<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資証券、親投資信託受益証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、原則として外貨の送金及び将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。</p>
<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>	<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>

## 2 金融商品の時価等に関する事項

第4期 (平成24年5月23日現在)	第5期 (平成25年5月23日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 投資証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 投資証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 デリバティブ取引 デリバティブ取引については、(その他の注記)の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。	4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第4期 (自平成23年5月24日 至平成24年5月23日)	第5期 (自平成24年5月24日 至平成25年5月23日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (重要な後発事象に関する注記)

第5期 (自平成24年5月24日 至平成25年5月23日)
該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第4期	第5期
	（平成24年5月23日現在）	（平成25年5月23日現在）
期首元本額	279,135,952円	281,459,546円
期中追加設定元本額	85,783,750円	103,995,443円
期中一部解約元本額	83,460,156円	74,922,335円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	第4期	第5期
	（平成24年5月23日現在）	（平成25年5月23日現在）
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資証券	36,118,792	1,697,768
親投資信託受益証券	3,944	3,549
合計	36,114,848	1,701,317

## 3 デリバティブ取引関係

第4期 （平成24年5月23日現在）
該当事項はありません。

## 第5期（平成25年5月23日現在）

## 通貨関連

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益 （円）
			うち1年超（円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	15,494,250	-	15,525,000	30,750
合計		15,494,250	-	15,525,000	30,750

## （注1）時価の算定方法

国内における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（注2）ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

**(4) 【附属明細表】**

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額	備考
投資証券	SIM BlueBay Emerging Market Local Currency Bond Fund	44,745.119	4,231,545.90	
	米ドル 小計	44,745.119	4,231,545.90 (438,007,316)	
親投資信託受益証券	SIM ショートターム・マザー・ ファンド	3,943,873	4,018,017	
	日本円 小計	3,943,873	4,018,017	
合計			442,025,333 (438,007,316)	

(注) 1.米ドル小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.通貨の表示は、外貨については米ドル単位、邦貨については円単位で表示しております。

4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率(注)	有価証券の合計額 に対する比率
米ドル	投資証券 1 銘柄	92.9%	99.1%
合計		92.9%	99.1%

(注)組入時価の純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引関係注記に記載したとおりであります。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

**< 参考 >**

本報告書の開示対象ファンド（エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型））（以下「当ファンド」という。）は、ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」の投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同外国投資法人の投資証券です。主要投資対象である同外国投資法人の計算期間末日（平成24年6月30日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資法人の財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を管理会社より入手し、委託会社が原文を翻訳しております。

また、当ファンドは、「SIM ショートターム・マザー・ファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券です。当ファンドの、特定期間末日（以下「計算日」といいます。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりです。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象ではありません。

SIM ショートターム・マザー・ファンドの状況

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成25年5月23日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,776,755
国債証券	579,954,980
未収利息	5
流動資産合計	586,731,740
資産合計	586,731,740
負債の部	
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	575,920,843
剰余金	
剰余金	10,810,897
純資産合計	586,731,740
負債純資産合計	586,731,740

**(2) 注記表****(重要な会計方針に係る事項に関する注記)**

項目	(自平成24年5月24日 至平成25年5月23日)
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

**(貸借対照表に関する注記)**

項目	(平成25年5月23日現在)
1. 計算日における受益権総数	575,920,843口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0188円 (10,188円)

**（金融商品に関する注記）****1 金融商品の状況に関する事項**

（自平成24年 5月24日 至平成25年 5月23日）
1 金融商品に対する取組方針 本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

**2 金融商品の時価等に関する事項**

（平成25年 5月23日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

**（関連当事者との取引に関する注記）**

（自平成24年 5月24日 至平成25年 5月23日）
該当事項はありません。

**（重要な後発事象に関する注記）**

（自平成24年 5月24日 至平成25年 5月23日）
該当事項はありません。

**（その他の注記）****1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳**

項目	（平成25年 5月23日現在）
----	-----------------

同計算期間の期首元本額	1,046,681,652円
同計算期間中の追加設定元本額	520,488円
同計算期間中の一部解約元本額	471,281,297円
同計算期間末日の元本額	575,920,843円
上記元本額の内訳	
エマージング・カレンシー・債券ファンド(毎月分配型)	522,015,529円
新生・トロイカ ロシアファンド	19,900,786円
エマージング・カレンシー・債券ファンド(1年決算型)	3,943,873円
中国インド・ダイナミック・グロース・ファンド	19,700,552円
中国人民元マネジメント債券ファンド(毎月決算型)	9,839,615円
新 エマージング・カレンシー・債券ファンド(毎月分配型)	520,488円

## 2 有価証券関係

(平成25年5月23日現在)

### 売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	48,060
合計	48,060

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首(平成24年5月24日)から計算日までの期間に対応するものであります。

## 3 デリバティブ取引関係

(平成25年5月23日現在)

該当事項はありません。
-------------

**(3) 附属明細表**

(平成25年5月23日現在)

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考 (償還年月日)
国債証券	第350回国庫短期証券	200,000,000	199,992,600	2013年6月10日
	第351回国庫短期証券	160,000,000	159,991,200	2013年6月17日
	第359回国庫短期証券	220,000,000	219,971,180	2013年7月16日
合計		580,000,000	579,954,980	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## 運用会社の取締役の報告書

### 取締役の責任

本ファンドの連結財務諸表は、取締役会の監督の下で管理者であるBrown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A. が作成します。ルクセンブルグの法律および規則に従って、取締役は、連結財務諸表の作成および適正表示に関する適切な内部統制が本ファンドのサービス・プロバイダーにより適切に実施されるよう、また連結財務諸表の作成に関して行われた会計上の判断ないし見積もりに関する監督を行うために適切な措置を講じています。取締役会は、これらの要求を完全に充足しているものと確信しています。

取締役会

ルクセンブルグ、2012年10月16日

## 監査報告書

### ブルーベイ・ストラクチャード・ファンドの株主各位

2011年10月25日付定時株主総会の任命により、我々は、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンドおよびその各サブ・ファンドの添付の連結財務諸表の監査を行いました。これらの連結財務諸表は、2012年6月30日時点の結合純資産計算書ならびに投資明細表およびその他純資産、同日に終了した年度についての結合損益計算書および結合純資産変動計算書、重要な会計方針の概要、財務諸表へのその他の注記から構成されます。

### 連結財務諸表に対するファンドの取締役会の責任

ファンドの取締役会は、連結財務諸表の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、これらの連結財務諸表を作成し適正に表示する責任を負います。この責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽表示のない連結財務諸表の作成および適正表示に関する内部統制の設計、実施および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積もりを行うことが含まれます。

### 監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの連結財務諸表に対して意見を表明することです。我々は、「公認監査人協会」（“Institut des Réviseurs d'Entreprises”）によりルクセンブルグで適用された国際監査基準に従って監査を実施しました。当該基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務諸表に重大な虚偽表示がないか否かについての合理的な確証を得るための監査を計画し実施することを我々に要求しています。

監査には、連結財務諸表の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続きの実行が含まれます。選択されるこの手続きは、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務諸表上の重大な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠しています。それらのリスク評価において、監査人は、状況に適合する監査手続きを立案するため、事業体の財務諸表の作成および適正表示に関する内部統制について考慮しますが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではありません。

監査はまた、ファンドの取締役会が採用した会計方針の妥当性および行った会計上の見積もりの合理性についての評価と共に、連結財務諸表の全体的な表示に関する評価も含んでいます。

我々は、我々が収集した監査証拠が我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信しています。

### 意見

我々の意見では、これらの連結財務諸表は、2012年6月30日時点のブルーベイ・ストラクチャード・ファンドおよびその各サブ・ファンドの財政状態、ならびに同日に終了した年度についての経営成績および純資産の変動を財務諸表の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って真実かつ公正に表示しています。

### その他の事項

本年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に課された責務との関連において検討されたものですが、これらは上述の監査基準に準拠して実施された特定の監査手続きの対象ではありません。従って、我々はこれらの情報に対して意見を表明するものではありませんが、連結財務諸表との関連で全体として見た場合、これらの情報に関して指摘事項はありません。

有限責任監査法人デロイト

ルクセンブルグ、2012年10月16日

Philippe Lengès 監査人  
パートナー

## ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド

(Soci t  d'Investissement   Capital Variable-Fonds d'Investissement Sp cialis )

2012年6月30日時点の投資明細表およびその他純資産

証券銘柄	利率	償還日	通貨	額面金額 (000)	評価額 米ドル	純資産 比率(%)
公認取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券						
債券						
ブラジル						
Brazil Notas do Tesouro Nacional - Serie F	10.00%	2014/01/01	BRL	160,657	85,595,935	8.27
Brazil Notas do Tesouro Nacional - Serie F	10.00%	2017/01/01	BRL	44,477	23,690,890	2.29
					109,286,825	10.56
ハンガリー						
Hungary Government Bond	7.50%	2013/10/24	HUF	517,490	2,308,054	0.22
Hungary Government Bond	6.75%	2014/08/22	HUF	4,304,200	18,966,802	1.83
Hungary Government Bond	8.00%	2015/02/12	HUF	469,290	2,116,837	0.21
Hungary Government Bond	6.75%	2017/11/24	HUF	850,870	3,627,505	0.35
Hungary Government Bond	6.50%	2019/06/24	HUF	847,220	3,521,700	0.34
Hungary Government Bond	7.50%	2020/11/12	HUF	847,220	3,708,247	0.36
Hungary Government Bond	7.00%	2022/06/24	HUF	426,850	1,799,227	0.17
					36,048,372	3.48
アイルランド						
Depfa Bank Plc	0.00%	2020/06/23	TRY	9,000	1,300,713	0.13
ルクセンブルグ						
VTB Bank OJSC Via VTB Capital SA	6.61%	2012/10/31	USD	1,780	1,808,925	0.17
メキシコ						
Mexican Bonos	6.25%	2016/06/16	MXN	471,910	37,071,650	3.58
Mexican Bonos	6.50%	2021/06/10	MXN	117,390	9,488,262	0.92
Mexican Bonos	6.50%	2022/06/09	MXN	190,440	15,409,537	1.49

Mexican Bonos	10.00%	2024/12/05	MXN	39,150	4,106,228	0.40
Mexican Bonos	7.50%	2027/06/03	MXN	149,800	12,722,103	1.23
Mexican Bonos	10.00%	2036/11/20	MXN	51,480	5,364,736	0.52
Mexican Bonos	8.50%	2038/11/18	MXN	13,230	1,206,422	0.11
					<u>85,368,938</u>	<u>8.25</u>
<b>オランダ</b>						
Gazprom OAO Via White Nights Finance BV	10.50%	2014/03/08	USD	6,810	7,644,255	0.74
<b>ポーランド</b>						
Poland Government Bond	5.50%	2015/04/25	PLN	17,280	5,301,071	0.51
Poland Government Bond	5.00%	2016/04/25	PLN	53,240	16,138,071	1.56
Poland Government Bond	4.75%	2016/10/25	PLN	76,820	23,060,041	2.23
Poland Government Bond	5.25%	2020/10/25	PLN	34,170	10,381,135	1.00
Poland Government Bond	5.75%	2021/10/25	PLN	118,245	36,985,001	3.58
Poland Government Bond	5.75%	2022/09/22	PLN	65,440	20,476,349	1.98
Poland Government Bond	2.75%	2023/08/25	PLN	20,433	6,091,276	0.59
Poland Government Bond	5.00%	2037/04/25	PLN	6,860	1,970,125	0.19
					<u>120,403,069</u>	<u>11.64</u>
<b>南アフリカ共和国</b>						
South Africa Government Bond	13.50%	2015/09/15	ZAR	300,729	44,668,199	4.32
South Africa Government Bond	8.25%	2017/09/15	ZAR	5,120	672,629	0.06
South Africa Government Bond	8.00%	2018/12/21	ZAR	201,000	26,071,227	2.52
South Africa Government Bond	7.25%	2020/01/15	ZAR	203,450	25,092,399	2.43
South Africa Government Bond	10.50%	2026/12/21	ZAR	280,227	41,793,715	4.04
South Africa Government Bond	6.25%	2036/03/31	ZAR	57,100	5,391,198	0.52
					<u>143,689,367</u>	<u>13.89</u>
<b>タイ</b>						
Thailand Government Bond	4.25%	2013/03/13	THB	107,300	3,403,288	0.33

Thailand Government Bond	5.25%	2014/05/12	THB	903,550	29,487,535	2.85
Thailand Government Bond	3.63%	2015/05/22	THB	32,750	1,042,568	0.10
Thailand Government Bond	3.13%	2015/12/11	THB	814,160	25,550,468	2.47
Thailand Government Bond	1.20%	2021/07/14	THB	386,080	12,192,779	1.18
Thailand Government Bond	3.65%	2021/12/17	THB	87,690	2,797,286	0.27
Thailand Government Bond	3.85%	2025/12/12	THB	102,350	3,249,374	0.31
					<u>77,723,298</u>	<u>7.51</u>
トルコ Turkey Government Bond	9.00%	2017/03/08	TRY	38,550	21,718,610	2.10
Turkey Government Bond	10.50%	2020/01/15	TRY	13,340	8,113,010	0.78
Turkey Government Bond	4.00%	2020/04/01	TRY	473	273,962	0.03
Turkey Government Bond	3.00%	2021/07/21	TRY	4,442	2,401,980	0.23
Turkey Government Bond	9.50%	2022/01/12	TRY	130,750	76,626,859	7.41
					<u>109,134,421</u>	<u>10.55</u>
米国 JPMorgan Chase & Co	8.00%	2012/07/09	INR	147,500	2,641,580	0.26
JPMorgan Chase & Co	6.00%	2012/10/10	PHP	516,400	12,361,245	1.19
JPMorgan Chase & Co 144A	6.00%	2012/10/10	PHP	30,000	718,120	0.07
					<u>15,720,945</u>	<u>1.52</u>
債券合計					<u>708,129,098</u>	<u>68.44</u>
公認取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券					<u>708,129,098</u>	<u>68.44</u>
その他の有価証券						
債券						
コロンビア Citigroup Funding Colombia Credit Linked	11.00%	2020/07/27	COP	13,000,000	9,855,624	0.95

マレーシア						
Malaysia Government Bond	3.21%	2013/05/31	MYR	31,330	9,888,362	0.96
Malaysia Government Bond	5.09%	2014/04/30	MYR	90,770	29,672,114	2.87
Malaysia Government Bond	4.26%	2016/09/15	MYR	35,000	11,501,889	1.11
Malaysia Government Bond	3.58%	2018/09/28	MYR	49,660	15,823,798	1.53
					<u>66,886,163</u>	<u>6.47</u>
ペルー						
Peruvian Government International Bond	7.84%	2020/08/12	PEN	23,180	10,343,838	1.00
Peruvian Government International Bond	6.95%	2031/08/12	PEN	10,450	4,567,642	0.44
					<u>14,911,480</u>	<u>1.44</u>
国際機関						
European Investment Bank 144A	0.00%	2013/04/24	IDR	9,808,650	983,633	0.09
米国						
Citigroup Funding Inc/VAR*	8.00%	2015/10/29	USD	6,000	8,332,344	0.81
債券合計					<u>100,969,244</u>	<u>9.76</u>
その他の有価証券合計					<u>100,969,244</u>	<u>9.76</u>
リバース・リパーチェス契約						
米国						
United States Treasury Note 1.00% 15/07/13	0.16%	2013/06/08	USD	25,000	24,999,761	2.42
United States Treasury Note 1.25% 15/04/14	0.15%	2035/05/31	USD	20,000	20,000,000	1.93
					<u>44,999,761</u>	<u>4.35</u>
リバース・リパーチェス契約合計					<u>44,999,761</u>	<u>4.35</u>
投資合計 (取得原価 798,018,790米ドル)					809,098,342	78.20

リバーズ・リ パーチェス契 約合計 （取得原価 44,999,761米 ドル）	44,999,761	4.35
負債控除後そ の他資産	180,486,159	17.45
純資産合計	1,034,584,262	100.00

\*利含み債券価  
格

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

	注記	ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブ ルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル ・カレンシー・ボンド・ファンド 米ドル
<b>資産</b>		
投資証券（時価）	2	809,098,342
リバーズ・リパーチェス契約	2	44,999,761
先物外国為替契約にかかる未実現利益	2,8	6,405,234
先物契約にかかる未実現利益	2,8	41,359
スワップ契約にかかる未実現利益	2,8	149,076,298
購入オプション（時価）	2,8	919,828
現金および現金同等物	2	54,097,888
未収売却投資		1,667,000
株式払込未収金		56,398
未収利息	2	20,721,411
<b>資産合計</b>		1,087,083,519
<b>負債</b>		
先物外国為替契約にかかる未実現損失	2,8	4,458,285
スワップ契約にかかる未実現損失	2,8	2,458,060
売却オプション（時価）	2,8	459,264
当座借越およびブローカーへの未払金	2	29,784,932
ルクセンブルグの年次税（Taxe d'abonnement）	3	25,670
未払運用顧問報酬および未払アドバイザー報酬	6	669,445
未払管理事務代行報酬	5	117,935
未払保管報酬	5	242,459
未払専門家報酬		100,262
未払購入投資証券		5,585,386
株式買戻未払金		2,500,000
未払分配金	4	5,686,631
未払費用およびその他の未払金		410,928
<b>負債合計</b>		52,499,257
<b>純資産合計</b>		1,034,584,262

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

	注記	ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブ ルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル ・カレンシー・ボンド・ファンド 米ドル
<b>利益</b>		
源泉徴収税控除後受取利息	2	56,377,365

リバース・リバーチェス契約受取利息		110,190
スワップ契約受取利息		19,197,642
銀行金利	2	24,296
その他利益		229,970
<b>総利益</b>		<b>75,939,463</b>
<b>費用</b>		
運用顧問報酬	6	8,318,067
ルクセンブルグの年次税（Taxe d'abonnement）	3	101,513
取締役報酬	6	3,856
管理報酬	5	302,423
保管報酬	5	628,626
専門家報酬		64,443
取引手数料	2	38,878
スワップ契約支払利息		6,120,341
その他費用		161,195
銀行金利手数料	2	7,819
<b>総費用</b>		<b>15,747,161</b>
<b>純投資利益 / (損失)</b>		<b>60,192,302</b>
<b>純実現評価益 / (評価損)</b>		
純資産		(7,212,805)
先物外国為替取引		(17,274,804)
先物取引		(2,643,037)
スワップ契約		9,655,986
オプション		577,693
外国為替取引		5,389,414
<b>純投資利益 / (損失) および実現評価益 / (評価損)</b>		<b>48,684,751</b>
<b>未実現評価益 / (評価損) の純変動</b>		
純資産		(55,150,901)
先物外国為替取引		2,587,339
先物取引		41,359
スワップ契約		(16,674,025)
オプション		(661,304)
外国為替取引		(1,522,863)
<b>当期本年度実績</b>		<b>(22,695,644)</b>
<b>株式取引</b>		
株式取引にかかる純引受額		452,322,871
株式取引にかかる償還額		(207,170,000)
分配金	4	(66,349,709)
<b>当期純資産の増加 / (減少)</b>		<b>156,107,518</b>
当期首純資産		878,476,744
<b>当期末純資産合計</b>		<b>1,034,584,262</b>

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

**統計情報****総経費率**

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・  
カレンシー・ボンド・ファンド(2012年6月30日)

- ベースクラス I	0.91%
- 円ベースクラス I *	0.98%

---

\* 2012年5月29日設定

**発行済口数**

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・  
カレンシー・ボンド・ファンド(2012年6月30日)

- ベースクラス I	10,824,652
- 円ベースクラス I	3,798

## ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド

会社型投資信託 (Soci t  d' Investissement   Capital Variable-Fonds d' Investissement Sp cialis )

2012年6月30日時点の財務諸表への注記

## 1. 一般情報

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド（「本ファンド」）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて会社型投資信託（Soci t  d' investissement   Capital Variable（SICAV））として組織された有限責任会社で、2005年5月19日に設立されました（存続期間は無期限）。本ファンドは、2007年2月13日法（改定済）に基づく専門投資ファンド（SICAV、SICAV-FIS形式における専門投資ファンド）として承認されています。ファンドはブルーベイ・ファンズ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下、「管理会社」といいます。）を管理会社に任命しました。

本ファンドは投資の選択機会を提供しており、現在は、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・イールド・エンハンスド・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・インカム・ローン・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：グローバル・ディバーシファイド・コーポレート・ボンド・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：グローバル・ディバーシファイド・コーポレート・ボンド・ファンド（GBP）（ファンドの運用は2012年3月27日をもって停止しますが、ファンドは存続します。）およびブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・イールド・インスティテューショナル・クレジット・セレクト・ファンドの6サブ・ファンドが存在します（以下、各々を「サブ・ファンド」といいます）。サブ・ファンドは、様々な株式クラスを提供しています。

## 2. 重要な会計方針

連結業績報告書は、連結財務諸表の準備および作成に関するルクセンブルグの法規・規則に従って準備および作成されます。

下記は、各ファンドが採用した重要な会計方針の概要です。

## a) 有価証券の評価額

いずれかの証券市場において成立したか取り扱われている引渡し可能な証券類、マネーマーケット商品およびその他の資産の価値は、利用可能な最新の終値に基づいています。その他の規制市場において取引されている引渡し可能な証券類、マネーマーケット商品およびその他の資産は、可及的に上場証券の値決めと同様な方法で測定されています。いずれかの証券市場またはその他の規制市場での非上場ないしは取引または取り扱われていない資産、および当該その他の市場において評価価格が利用できない上場または非上場の資産、または相場価格が公正市場価値の代表値ではない資産に関する価値は、予見できる範囲での売買価格を基礎として取締役会によって慎重かつ誠実に決定されます。オープン型UCIが有する株式または投資信託は、最終決定され、利用可能な純資産価値により、あるいは当該価格が当該資産の公正市場価値の代表値ではない場合は、それらの価格は取締役会によって公正かつ公平に決定されます。クローズド型のUCIが有する投資信託または株式は、証券市場において利用可能な最終価格で評価されています。

取締役会は、一定のサブ・ファンドにおいて保有されている短期の譲渡可能負債証券に関して、償却原価法による評価を使用することを許可することができます。この方法は、有価証券をその取得コストで評価し、その後、金利変動が当該有価証券又はその他の金融商品の市場価格に対して与える影響とは無関係に、額面を下回る一切の金額又は額面を上回る一切の金額を、最終期限までの期間において、定額で償却することを前提とすることを意味します。償却原価法により、評価額は確実なものとなりますが、償却原価法によって決定された評価額が、結果として、サブ・ファンドが当該有価証券を売却した場合に当該サブ・ファンドが受領することとなると思われる価格を上回る期間又は下回る期間が発生する可能性があります。

## b) 先物外国為替契約

オープンな先物外国為替契約は、当該評価時に成立した先物為替レートを基礎に評価されます。

取引所又はその他の規制市場において売買取引が行われていない先物外国為替契約の清算値は、管理会社により当該種類の契約に対して一貫して適用されるものとして設定された方針に基づいて決定されるネットベースの清算値を意味するものとします。取引所又はその他の規制市場において売買取引が行われている先物外国為替契約の清算値は、サブ・ファンドにより先物外国為替契約が取引されている当該取引所並びに/又はその他の規制市場における当該契約の入手可能な最新の清算価格を基準とするものとします。但し、純資産の決定日に清算が行われない可能性がある場合には、当該契約の清算値の決定基

準は、管理会社が公正且つ合理的と考える価格とするものとします。

本処理による実現評価益（または評価損）および未実現評価益（または評価損）は「連結業務報告書」および「純資産変動計算書」の「先物外国為替契約に係わる実現評価益（または評価損）」および「先物外国為替契約に係わる未実現評価益（または評価損）の純変動額」にそれぞれ算入されています。実現純損益には、他の契約によって清算または相殺された契約に係わる純利得を含んでいます。各サブ・ファンドはクラス別のヘッジを行っています。当該ヘッジの利得と損失はすべて対応するクラスの株式（種類株式）のみへ配賦されます。

#### c) 先物契約

先物契約を締結するに際して各サブ・ファンドは、先物ブローカーまたは市場の当初マージン要求額に応じて当該ブローカーへ現金を預託する必要があります。先物契約は、それらが取引される市場で決定された日々成立する清算価格を使用して評価されます。各サブ・ファンドとブローカーは、先物契約価値の日々の変動に等しい金額（「変動マージン」）を交換することに合意しています。オープン先物に関する契約価値の変動は、連結純資産計算書の作成日現在で契約価値を「マーク・ツー・マーケット（市場価値による時価評価）」することより未実現の利得ないしは損失として認識されます。契約終結時には、終結取引と当初取引の収益（またはコスト）の差額が「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において実現利益または損失として記録されます。

取引所又はその他の規制市場において売買取引が行われていない先物契約の清算値は、管理会社により当該種類の契約に対して一貫して適用されるものとして設定された方針に基づいて決定されるネットベースの清算値を意味するものとします。取引所又はその他の規制市場において売買取引が行われている先物契約の清算値は、サブ・ファンドにより先物契約が取引されている当該取引所並びに/又はその他の規制市場における当該契約の入手可能な最新の清算価格を基準とするものとします。但し、純資産の決定日に清算が行われない可能性がある場合には、当該取引の清算値の決定の基準は、管理会社が公正且つ合理的と考える価格とするものとします。

実現評価益（または評価損）および未実現評価益（または評価損）の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「先物契約に係わる実現評価益（または評価損）」および「先物契約に係わる未実現評価益（または評価損）の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

#### d) 投資有価証券の売却に関する実現評価益（または評価損）および損失

投資有価証券の売却に関する実現評価益（または評価損）は、平均原価に基づいて算定され、連結純資産変動計算書で認識されます。

#### e) 外貨換算

連結本年次報告書は各サブ・ファンドの会計通貨で作成されています。各サブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表されている資産および負債は、期末日における為替レートで当該会計通貨へ換算されています。連結された勘定はユーロ（EUR）で表示されています。年度開始時の純資産の換算により94,712,445ユーロの通貨換算調整額が生じています。本換算方式は個別のサブ・ファンドへ割り当てられた純資産の価値に何の影響も及ぼしていません。

各サブ・ファンドの会計通貨以外の通貨建ての投資ならびにその他の資産および負債の市場価格は、2012年6月29日時点の為替レートで換算されています。各サブ・ファンドの会計通貨以外の通貨建ての投資費用、収益および経費は、取引日の為替レートで換算されています。

これらの項目の換算による通貨差損益を考慮に入れて、運用実績が判断されます。

当期末時点において、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・イールド・エンハンスト・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・インカム・ローン・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：グローバル・ディバースィファイド・コーポレート・ボンド・ファンドおよびブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・イールド・インスティテューショナル・クレジット・セレクト・ファンドに関しては、以下のEURレートで換算されています。

通貨	換算レート	通貨	換算レート
Danish Krone (DKK)	7.4343	Swiss Franc (CHF)	1.2012
Great British Pound (GBP)	0.8091	US Dollar (USD)	1.2691
South African Rand (ZAR)	10.3789		

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンドに関しては、以下のUSDレートで換算されています。

通貨	換算レート	通貨	換算レート
Argentine Peso (ARS)	4.5238	Japanese Yen (JPY)	79.7900
Brazilian Real (BRL)	2.0185	Malaysian Ringgit (MYR)	3.1755
Chilean Peso (CLP)	502.3000	Mexican Peso (MXN)	13.4259
Chinese Offshore Yuan (CNH)	6.3573	New Romanian Leu (RON)	4.4775
Chinese Yuan (CNY)	6.3541	Peruvian Nuevo Sol (PEN)	2.6645
Colombian Peso (COP)	1,784.8000	Philippine Peso (PHP)	42.1350
Czech Koruna (CZK)	25.5317	Polish Zloty (PLN)	3.3373
Euro (EUR)	0.7880	Russian Ruble (RUB)	32.4368
Hungarian Forint (HUF)	225.1724	South African Rand (ZAR)	8.1785
Indian Rupee (INR)	55.8350	Thai Baht (THB)	31.7600
Indonesian Rupiah (IDR)	9,392.5000	Turkish Lira (TRY)	1.8087

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：グローバル・ディバーシファイド・コーポレート・ボンド・ファンド（GBP）の機能通貨はGBPであり、2012年6月29日時点の全ての資産および負債はGBPで表示されます。

[次へ](#)

#### f) オプション契約

各サブ・ファンドは、コール・オプションおよびプット・オプションを売買する権限を有しています。サブ・ファンドがオプションを売買した場合は、支払（または受取）プレミアムに等しい金額が資産または負債として表示されます。次いで、これらの資産または負債の金額はオプションの時価を表示する目的で市場評価されます。オプションの行使により証券が売買された場合は、関連する支払（または受取）プレミアムは購入証券のベースヘ加算（または減算）されるか、売却証券の収益から減算（または加算）されます。オプションが満期になる（またはポートフォリオが取引終結する）場合は、各サブ・ファンドは、支払（または受取）プレミアムに応じて当該オプションに係わる利得または損失を実現させます（または取引の終結コストが支払（または受取）プレミアムを超過する程度に応じて利得または損失を実現させます）。

取引所又はその他の規制市場において売買取引が行われていないオプションの清算値は、管理会社により当該種類の契約に対して一貫して適用されるものとして設定された方針に基づいて決定されるネットベースの清算値を意味するものとします。取引所又はその他の規制市場において売買取引が行われているオプションの清算値は、サブ・ファンドによりオプションが取引されている当該取引所並びに/又はその他の規制市場における当該契約の入手可能な最新の清算価格を基準とするものとします。但し、純資産の決定日に清算が行われない可能性がある場合には、当該取引の清算値の決定の基準は、管理会社が公正且つ合理的と考える価格とするものとします。

実現評価益（または評価損）および未実現評価益（または評価損）の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「オプション契約に係わる実現評価益（または評価損）」および「オプション契約に係わる未実現評価益（または評価損）の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

#### g) クレジット・デフォルト・スワップおよびクレジット・デフォルト・指標スワップ

クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）とは、プロテクション（保証）の買い手がフィー（通常は元本金額に対する1年当たりのベシス・ポイントで表示されます）を支払う代わりに、対象企業に係わる破産、延滞、または債務再編などのクレジット・イベントの発生によりプロテクションの売り手から支払いを受けるという2者間の金融契約です。クレジット・イベントおよび偶発支払額を決定するのに使用する精算方法は取引時に関係者間で協定します。

クレジット・イベントが宣告されると、プロテクションの買い手は契約を精算する権利を持ちます。通常、精算は実物で行われます。プロテクションの買い手は契約の額面額まで参照組織の社債を引き渡す権利を持ちます。それと引き替えに、プロテクションの買い手はこれらの負債と等しい金額を受け取ります。プロテクションの売却は、社債または代替的な負債の購入と等価のシンセティック（合成値）です。プロテクションの購入は、社債またはその他のクレジット商品のシンセティック型の空売りまたはヘッジと等価です。

クレジット・デフォルト・スワップの評価額は、当該クレジット・デフォルト・スワップを一般的に行われているパー・マーケット・スワップと比較することにより決定されるものとします。パー・マーケット・スワップとは、現時点において元本の交換を行うことなく取引を開始することができ、そのディール・スプレッドが、当該スワップの市場価格を結果としてゼロとするようなスワップのことです。当初のデフォルト・スワップとパー・マーケット・スワップの間のスプレッドは、その後、定期的な給付が行われるもの（annuity）として、適切なリスク調整後の割引率を用いて割引かれます。パー・マーケット・スワップの料率は、市場におけるカウンターパーティーのクロスセクション分析から得られます。その他の一切のスワップは、その市場価格によって評価されるものとします。

クレジット指標によるクレジット・デフォルト・スワップ契約（CDIS）とは、クレジット指標を構成する参照組織に係わる債権切捨て、元本不足、金利不足、または全額または一部の支払不能というイベント発生時に、特約したリターンを受け取る権利と交換に当事者の一方が他方に対して一連の支払いをすることを意味します。クレジット指標とは、全体としてクレジット市場のある部分を代表するように作成されたクレジット商品または債権バスケットのリストです。指標の構成要素は、投資対象証券、ハイイールド債券、アセット・バックド証券（ABS）、新興市場、または/および各セクターでの様々な信用格付けなど（それらに限定されませんが）を含んでいます。クレジット指標は、固定スプレッドと標準満期日により標準化された条件のCDSを使用して取引されます。クレジット・デフォルト・スワップ指標は、指標中のすべての企業に関係を持ち、万が一債務不履行が発生した場合は、当該イベントは指標に占める当該企業の比重に基づき精算されます。指標の構成は定期的に変更され、ほとんどの指標では各企業は同じ比重を持ちます。各サブ・ファンドは、CDISをCDSのポートフォリオまたはクレジット指標によるCDS付きの社債のヘッジのために利用していますが、そのほうが同じ効果を実現するために多数のCDSを購入するよりも安価になります。CDISは、社債保有者を債務不履行から守るための基準です。トレーダーは、それを利用してクレジットの質の変化に投資しています。

実現評価益（または評価損）および未実現評価益（または評価損）の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「スワップ契約に係わる実現評価益（または評価損）」および「スワップ契約に係わる未実現評価益（または評価損）の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

#### h) トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップとは、契約の各当事者が計算の基礎としての想定元本金額に基づく一連の利息支払に関して資産のトータルな成果を交換することに合意した2者間の契約です。トータル・リターン・スワップの時価は、投資先株式の価格を使用し決定されます。

実現評価益（または評価損）および未実現評価益（または評価損）の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「スワップ契約に係わる実現評価益（または評価損）」および「スワップ契約に係わる未実現評価益（または評価損）の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

#### i) 金利スワップおよびクロス・通貨スワップ

各サブ・ファンドは、投資目的を追求する通常の過程において金利リスクにさらされています。仮にサブ・ファンドが固定金利の社債を保有しているとすると、金利が上昇すればこれらの社債の価値は下落します。当該リスクをヘッジし、市場レートでの利益生成力を保持する一助としてサブ・ファンドは金利スワップ契約を締結するでしょう。

金利スワップとは、契約の各当事者が、計算の基礎となり通常は交換されない想定元本金額に基づき一連の金利支払を別の一連の金利支払（通常は固定と変動）と交換することに合意した2者間の契約です。

クロス通貨スワップとは、異なる2種類の通貨を交換する2者間の契約ですが、後日約定した交換レートで反対取引をする合意があります。契約開始日の通貨の交換は、その時点のスポットレートで行われます。満期日における再交換は、同じ交換レート、約定レート、またはその時点のスポットレートなどで行われます。金利支払がある場合は、契約開始時点における2通貨の適用金利に基づき契約当事者間で支払が実行されます。

実現評価益（または評価損）および未実現評価益（または評価損）の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「スワップ契約に係わる実現評価益（または評価損）」および「スワップ契約に係わる未実現評価益（または評価損）の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

#### j) バリエーション・スワップおよびボラティリティ・スワップ

いくつかのサブ・ファンドは、バリエーション・スワップおよびボラティリティ・スワップ契約に投資しています。バリエーション・スワップ契約とは、特定の資産に係わる測定されたバリエーション（またはボラティリティ・スワップの場合はボラティリティ）を基礎としてキャッシュフローを交換することを合意した2者間の契約です。契約の各当事者は「固定金利」またはストライク価格の支払いと「変動価格」または想定元本金額に対して対象資産に係わる実現した価格バリエーションとを交換することに合意をします。通常、開始時においてストライク価格はスワップの公正価値がゼロとなるように選択されます。満期日にキャッシュフローの純額が交換されます。ペイオフ金額は、対象資産に係わる実現した価格バリエーションとストライク価格の差に想定元本金額を乗じたものです。実現した価格バリエーションの受け手としてのサブ・ファンドは、対象資産の実現した価格バリエーションがストライク価格よりも大きい場合にはペイオフ金額を受け取り、バリエーションがストライク価格よりも小さい場合にはペイオフ金額を支払います。実現した価格バリエーションの払い手としてのサブ・ファンドは、対象資産の実現した価格バリエーションがストライク価格よりも大きい場合にはペイオフ金額を支払い、バリエーションがストライク価格よりも小さい場合にはペイオフ金額を受け取ります。この種類の契約は、本質的にみて対象資産に係わる将来の実現価格バリエーション（またはボラティリティ）の先物契約です。

実現評価益（または評価損）および未実現評価益（または評価損）の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「スワップ契約に係わる実現評価益（または評価損）」および「スワップ契約に係わる未実現評価益（または評価損）の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

#### k) 譲渡可能定期預金証書

譲渡可能定期預金証書（CD）とは、銀行または他の金融機関に預けた一種の定期預金です。サブ・ファンドは当該CDの満期に至るまで固定金利の利息を受け取ることが出来ます。満期迄の長さは、1か月から両当事者が合意すれば3年以上にもわたる事があります。一般に満期迄の期間が長くなるほど、金利は高くなります。満期日前にCDを解約すると、通常は金利の逸失という形のペナルティーが発生します。

CD関連の取引の結果として生じる実現評価益（または評価損）および未実現の増減価の変動は「事業及び純資産変動結合計算書」に、それぞれ「投資による実現評価益（または評価損）」および「投資による未実現増減価の純変動額」として収容されます。

#### l) リパーチャス契約およびリバース・リパーチャス契約取引

各サブ・ファンドは、証券の購入と売却からなるリパーチャス契約およびリバース・リパーチャス契約取引を付随的に行うことがあります。リパーチャス契約では、一定の期日に予め合意した金額で証券を買い戻す契約の下で、サブ・ファンドは自ら保有する証券を金融機関へ売却します。典型的なリバース・リパーチャス契約取引の条件では、サブ・ファンドは合意された日に合意された価格で売り手の債務を買

い戻し、再売却することを条件として、対象となる債務(担保)を占有します。リパーチャス契約およびリバース・リパーチャス契約はともに名目価値で評価されます。

#### m) タームローン

サブ・ファンドは、融資残高の全部または一部の譲受けや移転、あるいは参加という方法により金融機関からの固定金利および変動金利の融資へ投資します。サブ・ファンドは、マネーマーケット商品に該当する融資に限って投資をします。ローン・パーティシペーション(融資参加)を購入する場合は、サブ・ファンドは法人債務者の経済リスクおよび仲介銀行または他の金融機関の信用リスクを引き受けます。サブ・ファンドが投資するローン・パーティシペーションまたはアサインメント(譲受け)は、国際的に公認された格付け機関によって格付けされていないものがあります。アサインメントの購入に際しては、サブ・ファンドは法人債務者の信用リスクのみを引き受けます。タームローンの価値は、予見できる購入価格および売却価格を基礎として取締役会によって公正かつ公平に決定されます。

実現評価益(または評価損)および未実現評価益(または評価損)の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「投資に係わる実現評価益(または評価損)」および「投資に係わる未実現評価益(または評価損)の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

#### n) 現金および現金同等物

現金およびその他の流動資産は、発生利息を勘案した額面価格で評価されます。当座貸越勘定にも利息が発生します。銀行預金は全額ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイに、オーバーナイト預金は取締役会が承認した第3者金融機関または直接サブ・カストディアンに預けてあります。

#### o) 利息収支

利息収支は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において発生基準で認識されています。

#### p) 配当収入

配当収入は、「配当落ち」となる日に、連結業績報告書並びに純資産変動計算書において認識されています。

#### q) 設立費用

本ファンドの設立費用は資産計上され、5年間の期間にわたって償却されました。新規に設立される全てのサブ・ファンドは、本ファンド全体の設立に関する費用の按分比例部分を負担するものとします。

#### r) 分配方針

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンドを除いて、全ての収益とキャピタルゲインを再投資し、分配金の支払いを一切行わないことが、各サブ・ファンド並びに各クラスの方針です。但し、取締役会が当該提案を行うことが適切と考える場合には、取締役会は、いずれかの特定の会計年度に、いずれかのサブ・ファンド又はクラスの株主に対して、当該サブ・ファンド又はクラスの当期の純運用収益の全額又は一部から分配金を支払うことを年次総会において提案する選択肢を有するものとします。

取締役会は、本ファンドの資本金が、当該分配金の控除後に、ルクセンブルグ法により要求されている最低資本金を上回っている場合にのみ、分配金の支払を提案することができるものとします。

#### s) 取引費用

当サブ・ファンドは、譲渡可能有価証券並びに金融デリバティブ商品の売買に係る仲介手数料として定義されている取引費用の負担を行いました。取引費用は現金主義により会計処理され、当該取引費用の負担が行われ又は請求が行われた時点において、当該取引費用が帰属するサブ・ファンドの純資産から支払われています。当該費用は、連結業績報告書並びに純資産変動計算書において費用として認識されます。

#### t) 会計上の見積り

連結財務諸表の作成並びに発表に関するルクセンブルグの法律並びに規制上の要件に従った連結財務諸表の作成は、取締役会に対して、資産及び負債の報告金額並びに当該年度中の損益の報告金額に影響を与える見積りを行い且つ前提条件を置くことを要求しています。実績が当該見積りと異なるものとなる可能性があります。本連結財務諸表作成日現在、一切の見積り又は前提条件には、資産並びに負債の簿価に対して重大な調整を加える原因となる重大なリスクは存在していません。

#### u) 連結

注9において開示されております通り、本ファンドは、子会社を通じてローンに対する投資を行なうことができます。当該子会社は、下記のサブ・ファンド、即ちブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・イールド・エンハンスド・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・インカム・ローン・ファンド並びにブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・イールド・インスティテューショナル・クレジット・セレクト・ファンドの合算連結純資産計算書並びに連結業績報告書並びに純資産変動計算書において連結されています。

### 3. 税務上の取り扱い

現在の法律および慣習の下では、本ファンドにルクセンブルグの税金は課されません。また、本ファンドが支払う分配金にルクセンブルグの源泉徴収税は課されません。しかしながら、本ファンドは、ルクセンブルグにおいて、その純資産に関して年0.01%のルクセンブルグの年次税（"taxe d'abonnement"）を課され、この税金は四半期ごとに支払われるもので、該当する四半期末の本ファンドの純資産の評価総額を基に計算されます。この税金は、本ファンドの資産のうち、その他のルクセンブルグの集団投資事業に投資された部分には適用されません。設立時に1回のみ支払われた1,250ユーロの税金以外は、本ファンドの株式発行に際して、ルクセンブルグにおいては印紙税その他の税金は課されません。

本ファンドの資産の実現・未実現キャピタル・ゲインに対しては、ルクセンブルグでは税金は課されません。

本ファンドが受領した金利収入は、発生国の回収不能の源泉徴収税の対象となる可能性があります。

投資家は、国籍国または居住国の法律に基づいて適用される課税に関しては専門アドバイザーに相談してください。

### 4. 分配方針

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンドの全ての株主に対して、手数料及び費用控除前の全ての純金利収益と純実現キャピタルゲインを分配することが、取締役会が意図するところです。純キャピタルロスが発生した場合には、手数料並びに費用控除前の全ての純金利収益が全ての株主に対して分配されることが意図されています。当該分配金の一部又は全額は、元金から支払いを行うことができるものとします。

分配金は、各月の最終営業日に発表されることとなります。2012年6月30日を最終日とする年度中にサブ・ファンドにより支払われた分配金は、下記の表に要約されている通りです。

サブ・ファンド	クラス	分配日	1口当たり 分配金（米ドル）
ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	ベースクラスI	2011年7月29日	1.082
		2011年8月31日	0.618
		2011年9月30日	0.149
		2011年10月31日	0.557
		2011年11月30日	0.532
		2011年12月30日	0.740
		2012年1月31日	0.441
		2012年2月29日	0.500
		2012年3月30日	0.510
		2012年4月30日	0.438
		2012年5月31日	0.196
		2012年6月29日	0.525
	円ベースクラスI	2012年6月29日	0.401

### 5. 費用および手数料

#### a) 事務管理、保管及び所在地における事務管理手数料

ブラウン・ブラザース・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エーは、各サブ・ファンドの各クラスの資産から、保管会社、事務管理代理人、所在地における事務代理人、支払代理人、登録代理人、名義書換代理人並びに上場代理人としての役割を果たすことに関するルクセンブルグにおける通常の銀行実務慣行に従って計算される手数料を受領する権利を有します。

加えて、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エーは、同社の合理的な雑費並びに雑支出並びにいずれかの取引先から請求を受けた費用に関して、本ファンドから返還を受ける権利を有します。

#### b) その他の手数料並びに費用

本ファンドは、設立費用並びに登記費用、ルクセンブルグの資産基準の引受税、取締役会が負担する出席報酬並びにその他雑費用、弁護士並びに監査手数料及び費用、翻訳料を含む継続登記手数料、並びに本ファンドの目論見書、株主に対して提供される財務報告書及びその他一切の文書の作成、印刷並びに配布を行うコストと費用を含みますがこれに限定されない営業費用並びに管理費用の全額を負担します。

#### c) 手数料及び費用の最高限度額

各サブ・ファンドの各クラスに関連して上記のサービスに関して負担する手数料及び費用について請求を受ける金額の総額は、該当するサブ・ファンドの資産に対して、2011年7月1日付の費用負担に関する契約書に基づいて管理会社並びに本ファンドが決定する一定の料率により確定されるものとします。各サブ・ファンドの各クラスの手数料及び費用の確定された料率は目論見書に記載されており、毎年見直しが行われます。当該確定された料率を超過した一切の手数料及び費用は、管理会社が負担することとなります。

## 6. 関係者との取引

ブルーベイ・ファンズ・マネジメント・カンパニー・エス・エイはファンドの管理会社です。

#### a) 運用顧問報酬

本ファンドは、管理会社が管理している各サブ・ファンド又はクラスの平均純資産金額に対する比率として計算される管理手数料並びに投資顧問手数料、管理会社に対して支払います。管理手数料並びに投資顧問手数料は、各評価日に発生するものとし、以下の料率により毎月後払いされます。

サブ・ファンド	クラス	利率
ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド： SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル ・カレンシー・ボンド・ファンド	ベースクラスI 円ベースクラスI	0.80% 0.80%

運用会社は、ファンドの英文目論見書に記載される費用を超過した実際の管理費用をサブ・ファンドに課することに同意しています。

#### b) 成功報酬

株主が成功報酬支払クラスの株式を購入している場合には、管理会社は、成功報酬を均等化するように調整する方法を用いて、個々の株主毎に計算された成功報酬を受領する権利も有することとなります。この計算方法により、（ ）管理会社に対して支払われる一切の成功報酬は、相対価値が上昇した株主に対してのみ請求されること、（ ）全ての株主は、本ファンドに対して同額のリスクに晒されている株式1株当たり資本金を保有していること、並びに（ ）全ての株式は、同額の1株当たり純資産価値を有することが保証されます。

各サブ・ファンドの各成功報酬支払クラスの株式に関する成功報酬は、該当するサブ・ファンドの該当するクラスに関して、6月の最終評価日を最終日とする各12か月間に関して計算されるものとします。

各計算期間に関して、各株式持分に関する成功報酬は、（目論見書において定義されている）一株当たりの累積相対運用利益の上昇分の20%とするものとします。成功報酬は、クラス段階において計算されるものとし、サブ・ファンドにより管理会社に対して支払われるものとします。

成功報酬は、通常の場合、各計算期間の終了後に管理会社に対して支払義務が発生することとなります。但し、計算期間中に償還された株式の場合には、当該株式に関して発生した成功報酬は償還日以後に支払義務が発生することとなります。計算期間中であるか又は計算期間の最終日であるかを問わず、一部償還が行われた場合には、株式は当該株主が保有する株式のプールから償還されたものとして取り扱われるものとします。

管理会社サービス契約書がいずれかの計算期間の終了日前に終了した場合には、当該計算期間に関する成功報酬は、当該終了日を該当する期間の最終日と見なして計算され且つ支払われるものとします。目論見書において成功報酬の計算に関するより詳細な説明が行われています。

当年度中においては、如何なる成功報酬支払株式クラスに関しても、成功報酬の支払は行われませんでした。

c) 取締役および取締役報酬

本ファンドの取締役であるJordan Kitsonは、本ファンドの管理会社並びにアドバイザー会社のオフィサーです。

本ファンドの取締役であるNicholas Niednerは、本ファンドの管理会社並びにアドバイザー会社の取締役兼オフィサーです。

本ファンドの取締役であるClaude Niednerは、本ファンドのルクセンブルグにおける法律顧問であるArendt & Medernachのパートナーです。Arendt & Medernachに対する全ての支払は実際に提供を受けるサービスに関するものです。

取締役は、1名につき年5,000ユーロの報酬を受け取っています。管理会社並びにアドバイザー会社のオフィサーを兼務している取締役は、取締役の報酬を放棄しています。

当該報酬は、管理会社から本ファンドに対して請求され、その後管理会社から取締役に対して支払われません。

## 7. ポートフォリオ構成の変動報告書

2012年6月30日に終了した年度に関する投資のポートフォリオの変動を示す報告書は、管理会社の登記上の事務所から無料で入手することができます。

## 8. デリバティブ取引

各サブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ管理を目的として、また市場リスクをヘッジするために、先物外国為替契約、金融先物契約およびオプション取引を含めて様々なポートフォリオ戦略を実施します。また各サブ・ファンドは、債券・株式指数や指数ポートフォリオに関するオプション契約も行うことができます。各サブ・ファンドは、通貨オプション、先物契約および先物外国為替契約を利用することによって、ファンドの基準通貨である各通貨に不利な為替レートの変動に対して投資のヘッジを図ることができます。

各サブ・ファンドは、金利変動をヘッジする目的で、金利先物契約の売却、金利のコール・オプションの売却またはプット・オプションの購入、あるいはスワップ契約の締結を行うことができます。各サブ・ファンドは、証券貸付業務に従事し、リパーチャス契約およびリバース・リパーチャス契約を締結し、クレジット・リスクをヘッジするためのクレジット・デフォルト・スワップ取引を締結することができます。

各サブ・ファンドが締結できるデリバティブ取引の種類は、目論見書の付属資料に詳述されています。下の表は各サブ・ファンドが期末日現在で保有するデリバティブ商品の概要を示しています。

## 先物外国為替契約

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド

（2012年6月30日現在）

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	償還日	未実現利益/(損失) (米ドル)
MXN	762,925,286	USD	(55,631,533)	2012/07/25	1,069,412
BRL	53,875,408	USD	(26,034,313)	2012/08/02	481,132
INR	1,267,407,697	USD	(22,270,387)	2012/07/25	431,073
INR	1,267,407,699	USD	(22,282,133)	2012/07/25	419,327
MXN	131,134,700	USD	(9,400,000)	2012/07/25	345,989
MXN	254,308,427	USD	(18,570,792)	2012/07/25	329,523
MXN	181,485,370	EUR	(10,370,000)	2012/07/25	325,769
MXN	130,322,088	USD	(9,360,000)	2012/07/25	325,595
ZAR	79,324,784	USD	(9,380,000)	2012/07/25	286,249
BRL	41,295,334	USD	(20,071,612)	2012/08/02	252,395
MXN	129,320,500	USD	(9,400,000)	2012/07/25	211,157
BRL	37,120,366	USD	(18,063,438)	2012/08/02	205,807
USD	23,055,843	THB	(727,342,686)	2012/07/25	190,585
USD	22,754,239	THB	(717,941,753)	2012/07/25	184,515
USD	23,042,696	THB	(727,342,685)	2012/07/25	177,437
BRL	21,324,530	USD	(10,420,000)	2012/07/03	144,805
RUB	156,150,540	USD	(4,680,000)	2012/07/25	116,257
RUB	156,114,036	USD	(4,680,000)	2012/07/25	115,135
EUR	9,410,000	USD	(11,831,287)	2012/07/25	112,520
BRL	20,724,402	USD	(10,096,659)	2012/08/02	103,111
IDR	127,364,108,953	USD	(13,385,613)	2012/07/25	98,895
IDR	127,364,108,953	USD	(13,409,571)	2012/07/25	74,937
ZAR	21,075,000	USD	(2,494,393)	2012/07/25	73,735
USD	9,440,000	COP	(16,798,952,000)	2012/07/25	64,097
PLN	28,392,711	USD	(8,432,944)	2012/07/25	51,136
KRW	11,570,329,900	USD	(9,967,978)	2012/12/05	46,734
MXN	36,294,000	USD	(2,652,830)	2012/07/25	44,556
PLN	15,915,840	USD	(4,720,000)	2012/07/25	35,842
RUB	322,523,576	USD	(9,873,070)	2012/07/25	33,434
HUF	377,116,328	USD	(1,655,471)	2012/07/25	14,184
BRL	16,214,253	USD	(8,020,902)	2012/07/03	12,120
USD	2,960,000	RUB	(96,096,400)	2012/07/25	8,342
BRL	16,214,255	USD	(8,024,873)	2012/07/03	8,150
USD	9,410,000	TRY	(17,099,099)	2012/07/25	4,157
USD	9,410,000	TRY	(17,099,099)	2012/07/25	4,157
PLN	10,879,052	USD	(3,247,866)	2012/07/25	2,924

USD	4,700,000	COP	(8,420,990,000)	2012/07/25	41
CNY	149,271,362	USD	(23,587,163)	2012/07/25	0
				<b>未実現利益合計</b>	<b>6,405,234</b>
USD	9,500,000	KRW	(11,314,500,000)	2012/12/05	(293,278)
USD	9,400,000	MXN	(130,382,700)	2012/07/25	(290,100)
USD	17,607,713	CZK	(359,824,182)	2012/07/25	(274,606)
USD	9,400,000	RUB	(314,704,480)	2012/07/25	(266,335)
USD	9,410,000	INR	(537,329,820)	2012/07/25	(214,505)
USD	7,430,000	BRL	(15,524,985)	2012/08/02	(210,813)
USD	6,038,810	BRL	(12,654,930)	2012/08/02	(189,470)
USD	6,039,672	BRL	(12,654,925)	2012/08/02	(188,605)
USD	6,046,310	BRL	(12,654,927)	2012/08/02	(181,968)
CLP	6,371,823,900	USD	(12,821,861)	2012/07/25	(179,168)
USD	6,052,961	BRL	(12,654,926)	2012/08/02	(175,316)
USD	9,380,000	MXN	(128,449,720)	2012/07/25	(166,440)
USD	5,172,423	ZAR	(43,703,870)	2012/07/25	(153,182)
USD	12,870,000	IDR	(122,844,150,000)	2012/07/25	(135,963)
USD	5,210,000	MXN	(71,736,490)	2012/07/25	(121,488)
USD	4,390,000	ZAR	(37,003,310)	2012/07/25	(119,098)
USD	4,370,000	INR	(250,444,700)	2012/07/25	(115,897)
USD	4,720,000	MXN	(64,977,880)	2012/07/25	(109,185)
USD	4,720,000	MXN	(64,871,208)	2012/07/25	(101,257)
USD	14,787,251	HUF	(3,357,888,926)	2012/07/25	(79,562)
USD	3,398,400	MXN	(46,684,500)	2012/07/25	(71,213)
USD	14,797,221	HUF	(3,357,888,925)	2012/07/25	(69,592)
USD	4,720,000	HUF	(1,081,588,000)	2012/07/25	(68,654)
USD	13,717,848	ZAR	(113,117,377)	2012/07/25	(66,251)
COP	12,810,849,208	USD	(7,212,301)	2012/07/25	(62,255)
COP	12,810,849,203	USD	(7,209,257)	2012/07/25	(59,211)
USD	4,720,000	INR	(266,444,000)	2012/07/25	(52,472)
USD	11,185,386	RON	(39,497,500)	2012/07/25	(51,108)
USD	10,390,121	PHP	(438,982,600)	2012/07/25	(48,015)
USD	3,730,000	MYR	(11,917,350)	2012/07/25	(37,576)
USD	9,380,000	TRY	(17,113,810)	2012/07/25	(33,936)
THB	148,906,650	USD	(4,710,000)	2012/07/25	(28,865)
BRL	16,214,253	USD	(8,061,579)	2012/07/03	(28,557)
THB	148,920,780	USD	(4,710,000)	2012/07/25	(28,421)
USD	9,380,000	TRY	(17,097,395)	2012/07/25	(24,906)
USD	23,992,755	EUR	(18,920,000)	2012/07/25	(21,786)
USD	944,000	MXN	(12,968,672)	2012/07/25	(19,837)
USD	4,690,000	TRY	(8,560,423)	2012/07/25	(18,903)
USD	4,700,000	COP	(8,450,600,000)	2012/07/25	(16,485)
BRL	16,214,257	USD	(8,046,778)	2012/07/03	(13,754)
THB	149,401,200	USD	(4,710,000)	2012/07/25	(13,318)
BRL	16,214,254	USD	(8,045,578)	2012/07/03	(12,556)
USD	630,000	MXN	(8,631,945)	2012/07/25	(11,530)
USD	4,710,000	ZAR	(38,743,989)	2012/07/25	(11,211)
TRY	2,202,456	USD	(1,220,265)	2012/07/25	(8,742)
CNY	149,271,361	USD	(23,594,620)	2012/07/25	(7,457)
CNY	149,271,363	USD	(23,589,400)	2012/07/25	(2,236)
USD	4,705,000	TRY	(8,555,196)	2012/07/25	(1,027)
MYR	30,084,448	USD	(9,511,967)	2012/07/25	(1,007)
JPY	120,818	USD	(1,521)	2012/07/13	(6)
USD	1,513	JPY	(120,818)	2012/07/13	(1)
				<b>未実現損失合計</b>	<b>(4,457,124)</b>

## ヘッジ・シェア・クラス先物契約 \*

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	クラス	未実現損失(米ドル)
------	------	------	------	-----	------------

JPY	38,394,735	USD	(482,551)	円ベースクラス 未実現損失合計	(1,161)
					<u>(1,161)</u>

\* ヘッジ・シェア・クラス先物契約は毎月25日にロールオーバーされます。

#### 先物契約

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド  
(2012年6月30日現在)

契約番号	銘柄	通貨	残高 (米ドル)	未実現利益 (米ドル)	
(378)	US 10YR Note (CBT) September Futures 12	USD	(50,415,750)	41,359	
				<u>未実現利益合計</u>	<u>41,359</u>

#### オプション契約

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド  
(2012年6月30日現在)

通貨	数量	銘柄	償還日	費用 (米ドル)	時価 (米ドル)	未実現 利益/(損 失) (米ドル)
USD	28,360,000	C/O USD-TRY 2.02	2013/01/04	1,140,166	507,644	(632,522)
USD	66,520,000	P/O USD-KRW 1,070.00	2012/12/03	269,406	152,996	(116,410)
USD	19,010,000	P/O USD-PLN 3.12	2012/12/03	115,961	123,565	7,604
USD	19,090,000	C/O USD-RUB 42.45	2012/12/18	288,736	49,634	(239,102)
USD	19,090,000	P/O USD-ZAR 8.15	2012/07/16	163,983	45,816	(118,167)
USD	19,130,000	P/O USD-ZAR 8.17	2012/07/12	157,344	40,173	(117,171)
USD	(19,130,000)	C/O USD-ZAR 8.89	2012/07/12	(203,256)	(43,999)	159,257
USD	(19,010,000)	C/O USD-PLN 4.98	2012/12/03	(172,991)	(58,931)	114,060
USD	(19,090,000)	C/O USD-ZAR 8.89	2012/07/16	(205,027)	(59,179)	145,848
USD	(66,520,000)	C/O USD-KRW 1,524.00	2012/12/03	(545,464)	(146,344)	399,120
USD	(19,090,000)	P/O USD-RUB 29.39	2012/12/18	(353,165)	(150,811)	202,354
				<b>合計</b>	<u>460,564</u>	<u>(195,129)</u>

購入オプション(時価)	919,828	(1,215,768)
売却オプション(時価)	(459,264)	1,020,639

[次へ](#)

## 金利スワップ

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・

ファンド  
(2012年6月30日現在)

通貨	額面 (000)	償還日	受取 金利	固定 金利 (%)	変動金利指標	未実現 利益/(損 失) (米ドル)
BRL	88,410	2015/01/02	固定	10.25	BRL-CDI	1,595,474
ZAR	445,460	2014/03/06	固定	6.46	ZAR-JIBAR-SAFEX	568,168
ZAR	189,710	2015/09/13	固定	7.27	ZAR-JIBAR-SAFEX	531,039
ZAR	433,010	2014/02/13	固定	6.20	ZAR-JIBAR-SAFEX	444,954
MXN	174,830	2022/04/27	固定	6.39	MXN-TIIE-Banxico	420,106
CNY	55,460	2016/08/18	固定	3.76	CNY-CNREPOFIX=CFXS-Reuters	383,836
CNY	52,840	2016/08/11	固定	3.76	CNY-CNREPOFIX=CFXS-Reuters	364,594
CNY	58,980	2015/12/22	固定	3.76	CNY-CNREPOFIX=CFXS-Reuters	362,494
CNY	46,210	2016/09/02	固定	3.85	CNY-CNREPOFIX=CFXS-Reuters	347,973
CNY	58,100	2015/12/22	固定	3.68	CNY-CNREPOFIX=CFXS-Reuters	331,244
ZAR	69,360	2016/08/10	固定	6.98	ZAR-JIBAR-SAFEX	313,336
ZAR	32,770	2016/06/28	固定	7.57	ZAR-JIBAR-SAFEX	233,779
MYR	67,500	2016/11/04	固定	3.44	MYR-KLIBOR-BNM	209,995
CNY	171,830	2014/02/03	固定	2.95	CNY-CNREPOFIX=CFXS-Reuters	202,601
CNY	158,040	2013/11/09	固定	3.08	CNY-CNREPOFIX=CFXS-Reuters	198,015
CNY	161,240	2013/11/17	固定	2.97	CNY-CNREPOFIX=CFXS-Reuters	166,268
CNY	157,300	2013/11/18	固定	2.97	CNY-CNREPOFIX=CFXS-Reuters	163,909
CNY	156,360	2013/11/11	固定	2.92	CNY-CNREPOFIX=CFXS-Reuters	143,944
INR	573,820	2016/10/28	固定	7.67	INR-MIBOR-OIS-Swap Rate	134,954
INR	573,820	2016/10/28	固定	7.66	INR-MIBOR-OIS-COMPOUND	132,994
CNY	158,070	2013/12/02	固定	2.78	CNY-CNREPOFIX=CFXS-Reuters	103,592
INR	447,330	2016/08/03	固定	7.69	INR-MIBOR-OIS-COMPOUND	75,603
CNY	99,300	2013/12/02	固定	2.78	CNY-CNREPOFIX=CFXS-Reuters	63,960
CNY	155,460	2014/06/19	固定	2.57	CNY-CNREPOFIX=CFXS-Reuters	49,227
CLP	2,171,890	2016/11/09	固定	4.86	CLP-PuntaCamara-BCC	22,929
CLP	2,149,980	2016/11/10	固定	4.83	CLP-PuntaCamara-BCC	17,599
CNY	162,320	2013/12/19	固定	2.49	CNY-CNREPOFIX=CFXS-Reuters	4,916
CNY	165,360	2013/12/19	固定	2.48	CNY-CNREPOFIX=CFXS-Reuters	1,251

CLP	4,089,920	2013/08/23	固定	4.61	CNY-CNREPOFIX=CFXS-Reuters	521
CLP	4,176,310	2013/09/06	固定	4.60	CLP-PuntaCamara-BCC	300
CLP	4,009,260	2013/09/16	固定	4.60	CLP-PuntaCamara-BCC	288
<b>未現実利益合計</b>						<b>7,589,863</b>
INR	1,460,870	2013/12/19	固定	7.28	INR-MIBOR-OIS-COMPOUND	(83,148)
PLN	84,410	2013/12/20	固定	4.79	PLN-WIBOR-WIBO	(27,727)
CLP	5,378,420	2014/01/30	固定	4.36	CLP-PuntaCamara-BCC	(26,571)
CLP	5,379,200	2014/01/30	固定	4.40	CLP-PuntaCamara-BCC	(19,997)
INR	2,711,670	2013/03/26	固定	8.13	INR-MIBOR-OIS-COMPOUND	(9,957)
<b>未現実損失合計</b>						<b>(167,400)</b>

## クロス通貨スワップ

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド  
(2012年6月30日現在)

支払通貨	支払額面 (000)	受取通貨	受取額面 (000)	償還日	受取金利	固定金利 (%)	変動金利指標	未実現 利益/(損失) (米ドル)
USD	21,350	COP	38,536,750	2015/02/04	固定	4.90	USD-Libor-BBA	263,019
USD	36,017	COP	66,883,040	2014/09/23	固定	5.25	USD-Libor-BBA	212,814
USD	16,322	COP	30,163,140	2014/08/01	固定	5.40	USD-Libor-BBA	130,798
USD	11,140	RUB	367,620	2017/09/18	固定	6.97	USD-Libor-BBA	34,964
USD	24,470	COP	43,193,459	2014/04/29	固定	4.50	USD-Libor-BBA	16,804
<b>未現実利益合計</b>								<b>658,399</b>
USD	6,810	RUB	198,580	2014/03/08	固定	14.10	Note 1	(1,310,269)
TRY	25,606	USD	13,620	2021/12/16	変動	6.63	USD-Libor-BBA	(602,869)
USD	16,910	COP	30,217,370	2013/07/23	固定	3.72	USD-Libor-BBA	(137,535)
USD	9,210	RUB	291,957	2017/09/25	固定	6.71	USD-Libor-BBA	(58,227)
USD	36,599	COP	66,997,437	2014/04/30	固定	4.33	USD-Libor-BBA	(49,810)
USD	1,780	RUB	58,216	2012/10/31	固定	17.45	Note 2	(3,840)
<b>未現実損失合計</b>								<b>(2,162,550)</b>

トータル・リターン・スワップ  
 ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・  
 ファンド  
 (2012年6月30日現在)

有価証券銘柄	金利 (%)	償還日	通貨	額面	未実現 利益/(損失) (米ドル)
Colombia					
Colombian TES	9.25	2012/08/15	COP	35,467,400,000	19,969,450
Colombian TES	13.50	2014/09/12	COP	21,950,187,939	14,215,723
					<u>34,185,173</u>
India					
I n d i a Government Bond	7.80	2021/04/11	INR	222,930,000	3,842,725
I n d i a Government Bond	8.13	2022/09/21	INR	776,430,000	13,749,882
I n d i a Government Bond	8.13	2022/09/21	INR	394,170,000	6,980,399
I n d i a Government Bond	8.13	2022/09/21	INR	385,760,000	6,831,465
					<u>31,404,471</u>
Indonesia					
I n d o n e s i a Treasury Bond	11.00	2014/10/15	IDR	25,059,000,000	(128,110)
I n d o n e s i a Treasury Bond	7.38	2016/09/15	IDR	11,912,710,000	1,367,112
I n d o n e s i a Treasury Bond	12.80	2021/06/15	IDR	166,091,080,000	25,660,006
I n d o n e s i a Treasury Bond	7.00	2022/05/15	IDR	114,440,830,000	12,930,565
I n d o n e s i a Treasury Bond	10.25	2022/07/15	IDR	50,000,000,000	6,842,300
					<u>46,671,873</u>
Russia					
R u s s i n Federal Bond - OFZ	7.10	2014/03/13	RUB	208,710,000	6,454,028
R u s s i n Federal Bond - OFZ	7.35	2016/01/20	RUB	318,450,000	9,749,252
R u s s i n Federal Bond - OFZ	6.90	2016/08/03	RUB	228,100,000	6,852,043
R u s s i n Federal Bond - OFZ	7.50	2018/03/15	RUB	179,640,000	5,383,086
					<u>28,438,409</u>
				<b>合計</b>	<b><u>140,699,926</u></b>
トータル・リターン・スワップ 未実現利益					<b>140,828,036</b>
トータル・リターン・スワップ 未実現損失					<b>(128,110)</b>

## 9. 子会社を通じて保有する貸付金

サブ・ファンドであるブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・イールド・エンハンスド・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・インカム・ローン・ファンドおよびブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・イールド・インスティテューショナル・クレジット・セレクト・ファンドは、ブルーベイ・ハイ・イールド・エンハンスド・インベストメンツ（ルクセンブルグ）エス・エイ、ブルーベイ・ハイ・インカム・ローン・インベストメンツ（ルクセンブルグ）エス・エイおよびブルーベイ・ハイ・イールド・インスティテューショナル・クレジット・セレクト・インベストメンツ（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「子会社」といいます。）各々を通じ、随時、受益者に最善の利益をもたらす金融商品および取締役が決定するその他資産としての適格な貸付金に投資します。

ブルーベイ・ハイ・イールド・エンハンスド・インベストメンツ（ルクセンブルグ）エス・エイは、ルクセンブルグ法に基づき2009年1月28日に設立され、商業および法人登記所にB144 476号のもと登記されています。

ブルーベイ・ハイ・インカム・ローン・インベストメンツ（ルクセンブルグ）エス・エイは、ルクセンブルグ法に基づき2008年11月18日に設立され、商業および法人登記所にB143 293号のもと登記されています。

ブルーベイ・ハイ・イールド・インスティテューショナル・クレジット・セレクト・インベストメンツ（ルクセンブルグ）エス・エイは、ルクセンブルグ法に基づき2011年5月31日に設立され、商業および法人登記所にB161 658号のもと登記されています。

子会社はサブ・ファンドにより所有される完全子会社であり、唯一の目的はサブ・ファンドのため、投資活動のみを実行することです。2012年6月30日現在、子会社を通じて保有される貸付金は、サブ・ファンドの添付書類「投資およびその他の純資産」で開示されます。子会社は、サブ・ファンドの連結純資産計算書および連結株主資本変動計算書で結合されます。

## 10. 期中事象

ファンドは、2010年法に従い、ブルーベイ・ファンズ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（2011年11月1日効力発生）を管理会社として任命しました。

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：グローバル・ディバーシファイド・コーポレート・ボンド・ファンド（GBP）は、2012年3月27日で運用を停止しました。

ファンドの投資運用会社および投資助言会社として、2012年4月2日付で、ブルーベイ・アセット・マネジメント（サービシズ）リミテッドに代わりブルーベイ・ファンズ・マネジメント・エル・エル・ピーが行為します。

## 11. 後発事象

当期末後、連結財務諸表に深刻な影響を与える重大事項は発生していません。

## 12. 連結財務諸表の承認

連結財務諸表は、2012年10月16日に取締役会で承認されました。

(参考)SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド  
有価証券明細(2013年5月末日現在)

国名	種別	証券銘柄	利率 (%)	償還日	取引 通貨	額面金額	米ドル時価	純資産 比率 (%)
インド	トータルリ ターンズ	TRS IGB 8.13 09/21/22	8.13	2022/09/21	INR	394,170,000	7,316,998.26	1.25
	ワップ トータルリ ターンズ	TRS INDIA 8.13% 9/21/22 /INR/ ワップ	8.13	2022/09/21	INR	385,760,000	7,160,882.99	1.22
	トータルリ ターンズ	IGB 8.13% 9/21/22	8.13	2022/09/21	INR	776,430,000	14,412,910.57	2.46
	ワップ トータルリ ターンズ	INDIA 7.8% 4/11/2021	7.80	2021/04/11	INR	222,930,000	4,043,354.64	0.69
	ワップ トータルリ ターンズ	TRS IGB 8.15 5/1/18	8.15	2018/05/01	INR	269,000,000	4,987,546.22	0.85
	ワップ							
インド ネシア	国債	INDONESIA 6.125% 05/15/28/IDR/	6.13	2028/05/15	IDR	2,252,000,000	219,567.13	0.04
	トータルリ ターンズ	INDOGB 7 3/8 09/15/16	7.38	2016/09/15	IDR	11,912,710,000	1,312,421.86	0.22
	ワップ トータルリ ターンズ	TRS INDOGB 61/805/15/28 /LONG/ ワップ	6.13	2028/05/15	IDR	36,410,000,000	3,538,665.41	0.60
	トータルリ ターンズ	TRS INDOGB 6.13% 3/27/2028	6.13	2028/03/27	IDR	30,216,483,600	3,057,921.78	0.52
	ワップ トータルリ ターンズ	TRS INDOGB 5 5/8 05/15/23 /LONG/ ワップ	5.63	2023/05/15	IDR	61,646,000,000	6,134,711.60	1.05
	トータルリ ターンズ	TRS INDOGB 5 5/8 05/15/23 /LONG/ ワップ	5.63	2023/05/15	IDR	41,961,637,665	4,175,819.12	0.71
	トータルリ ターンズ	TRS INDOGB 5 5/8 05/15/23 /LONG/ ワップ	5.63	2023/05/15	IDR	84,231,738,035	8,382,334.95	1.43
	トータルリ ターンズ	TRS INDOGB 61/805/15/28 /LONG/ ワップ	6.13	2028/05/15	IDR	30,031,106,400	2,918,704.68	0.50
	ワップ トータルリ ターンズ	COLTES 13 1/2 09/12/14 LONG	13.50	2014/09/12	COP	21,950,187,939	12,848,722.29	2.19
	ワップ							
コロ ン ビア	クレジット リンク債等	CITIGROUP INC 0% 7/27/20 /COP/ クレジット リンク債等		2020/07/27	COP	13,000,000,000	9,444,429.20	1.61
	クレジット リンク債等	CITIGROUP FUNDING V/R 10/29/15	0.01	2015/10/29	USD	6,000,000	7,956,186.00	1.36
タイ	国債	THAILAND G 5.25% 05/12/14/THB/	5.25	2014/05/12	THB	449,000	15,188.44	0.00
	国債	THAILAND 3.875% 06/13/19/THB/	3.88	2019/06/13	THB	100,000,000	3,438,164.79	0.59
	国債	THAILAND 3.625% 05/22/15/THB/	3.63	2015/05/22	THB	32,750,000	1,101,369.16	0.19
	国債	THAILAND 3.625% 06/16/23/THB/	3.63	2023/06/16	THB	115,829,000	3,864,601.97	0.66
	国債	THAILAND G 3.65% 12/17/21/THB/	3.65	2021/12/17	THB	167,180,000	5,625,855.99	0.96
	国債	THAILAND G 3.85% 12/12/25/THB/	3.85	2025/12/12	THB	102,350,000	3,407,502.56	0.58
	国債	THAILAND(KINGDOM)	1.20	2021/07/14	THB	225,379,482	7,598,511.45	1.30
	クレジット リンク債等	THAILAND G 1.25% 03/12/28/THB/	1.25	2028/03/12	THB	51,596,862	1,704,272.90	0.29
	金利スワ ップ等	IRS P00.00R00.00 08/11/16 MLLDN SHORT		2016/08/11	CNY	-52,840,000	-8,613,578.94	-1.47
金利スワ ップ等	IRS R00.00P00.00 08/11/16 MLLDN LONG		2016/08/11	CNY	52,840,000	8,715,435.03	1.49	
金利スワ ップ等	IRS P00.00R00.00 08/18/16 MLLDN SHORT		2016/08/18	CNY	-55,460,000	-9,040,671.61	-1.54	
金利スワ ップ等	IRS R00.00P00.00 08/18/16 MLLDN LONG		2016/08/18	CNY	55,460,000	9,145,691.49	1.56	
金利スワ ップ等	IRS P00.00R00.00 09/02/16 BCAPLDN SHORT		2016/09/02	CNY	-46,210,000	-7,532,806.26	-1.28	
金利スワ ップ等	IRS R00.00P00.00 09/02/16 BCAPLDN LONG		2016/09/02	CNY	46,210,000	7,649,972.81	1.30	

	金利スワップ等	IRS P00.00R00.00 04/10/18			2018/04/10	CNY	-34,850,000	-5,680,984.60	-0.97
	金利スワップ等	IRS R00.00P00.00 04/10/18			2018/04/10	CNY	34,850,000	5,676,357.26	0.97
	金利スワップ等	IRS PUS3MR03.76 12/22/15 MLLDN SHORT	0.28		2015/12/22	CNY	-58,980,000	-9,614,475.51	-1.64
	金利スワップ等	IRS R03.76PUS3M 12/22/15 MLLDN LONG	3.76		2015/12/22	CNY	58,980,000	9,717,537.49	1.66
	金利スワップ等	IRS PUS3MR03.68 12/22/15 BCAPLDN SHORT	0.28		2015/12/22	CNY	-58,100,000	-9,471,024.53	-1.61
	金利スワップ等	IRS R03.68PUS3M 12/22/15 BCAPLDN LONG	3.68		2015/12/22	CNY	58,100,000	9,551,315.62	1.63
チリ	国債	BONO BCO CENT 6% 03/01/22/CLP/	6.00		2022/03/01	CLP	1,925,000,000	4,067,400.88	0.69
	国債	BONO BCO CENT 6% 06/01/17/CLP/	6.00		2017/06/01	CLP	2,745,000,000	5,655,172.71	0.96
	国債	BONOS TESORER 6% 01/01/18/CLP/	6.00		2018/01/01	CLP	3,550,000,000	7,345,244.29	1.25
	クレジットリンク債等	BONOS TESORER 3% 07/01/17/CLP/	3.00		2017/07/01	CLP	6,166,766,375	12,635,642.93	2.15
トルコ	国債	TURKEY GOVE 9.5% 01/12/22/TRY/	9.50		2022/01/12	TRY	6,589,435	4,107,421.51	0.70
	国債	TURKEY GOVE 8.5% 09/14/22/TRY/	8.50		2022/09/14	TRY	15,245,600	9,160,488.18	1.56
	国債	TURKEY GOVE 7.1% 03/08/23/TRY/	7.10		2023/03/08	TRY	34,777,001	19,214,080.63	3.28
	クレジットリンク債等	DEPFA BANK P ZCP 06/23/20/TRY/			2020/06/23	TRY	9,000,000	2,374,480.33	0.40
	クレジットリンク債等	TURKEY(REP OF)	3.00		2021/07/21	TRY	4,694,952	2,825,178.93	0.48
	クレジットリンク債等	TURKEY GOVERNMENT BOND	4.00		2020/04/01	TRY	499,720	314,822.00	0.05
ナイジェリア	国債	NIGERIA TR 15.1% 04/27/17/NGN/	15.10		2017/04/27	NGN	255,000,000	1,743,896.97	0.30
	国債	NIGERIA T 16.39% 01/27/22/NGN/	16.39		2022/01/27	NGN	194,467,000	1,495,441.40	0.25
ハンガリー	国債	HUNGARY GO 7.75% 08/24/15/HUF/	7.75		2015/08/24	HUF	973,100,000	4,556,786.65	0.78
	国債	HUNGARY GOV 6.5% 06/24/19/HUF/	6.50		2019/06/24	HUF	847,220,000	3,973,861.63	0.68
	国債	HUNGARY GO 6.75% 08/22/14/HUF/	6.75		2014/08/22	HUF	1,804,200,000	8,134,021.29	1.39
	国債	HUNGARY GO 6.75% 11/24/17/HUF/	6.75		2017/11/24	HUF	1,062,230,000	4,987,888.34	0.85
	国債	HUNGARY GOV 7.5% 11/12/20/HUF/	7.50		2020/11/12	HUF	847,220,000	4,199,626.70	0.72
	国債	HUNGARY GOVER 8% 02/12/15/HUF/	8.00		2015/02/12	HUF	469,290,000	2,175,987.60	0.37
	国債	HUNGARY GOV 7.5% 10/24/13/HUF/	7.50		2013/10/24	HUF	517,490,000	2,290,923.20	0.39
フィリピン	国債	REPUBLIC OF 3.9% 11/26/22/PHP/	3.90		2022/11/26	PHP	57,000,000	1,412,526.61	0.24
ブラジル	国債	NOTA DO TESO 10% 01/01/14/BRL/	10.00		2014/01/01	BRL	39,117,000	19,205,468.23	3.27
	国債	NOTA DO TESOURO 10% 1/1/17 /BRL/	10.00		2017/01/01	BRL	44,477,000	21,797,483.08	3.72
	国債	NOTA DO TESO 10% 01/01/23/BRL/	10.00		2023/01/01	BRL	46,999,000	22,611,413.17	3.85
	金利スワップ等	IRS P00.00R00.00 01/02/15			2015/01/02	BRL	-88,410,000	-41,457,410.14	-7.07
	金利スワップ等	IRS R00.00P00.00 01/02/15			2015/01/02	BRL	88,410,000	43,415,264.53	7.40
米国	オプション取引等	PUT USD/IDR 9350 JUN13			2013/06/04	USD	13,390,000	1,339.00	0.00
	オプション取引等	CALL USD/IDR 11000 JUN13			2013/06/04	USD	-13,390,000	-1,339.00	0.00
	オプション取引等	PUT USD/MYR 3.05 AUG13			2013/08/01	USD	11,950,000	78,870.00	0.01
	オプション取引等	CALL USD/MYR 3.27 AUG13			2013/08/01	USD	-11,950,000	-23,302.50	0.00
	金利スワップ等	PAYB CCSUSD20150626RBSLD /SHORT/			2015/06/26	USD	-13,500,000	-180.50	0.00
	金利スワップ等	RECV CCSUSD20180626RBSLDN /LONG/			2018/06/26	USD	6,300,000	270.33	0.00
	金利スワップ等	RECV CCSRUB V/R 3/8/14	10.5		2014/03/08	USD	-6,810,000	-7,350,942.68	-1.25
ペルー	国債	REPUBLIC 0 7.84% 08/12/20/PEN/	7.84		2020/08/12	PEN	9,180,000	3,995,426.48	0.68
	国債	REPUBLIC 0 6.95% 08/12/31/PEN/	6.95		2031/08/12	PEN	10,450,000	4,354,900.20	0.74
ポーランド	国債	POLAND GOV 5.75% 10/25/21/PLN/	5.75		2021/10/25	PLN	1,369,000	483,894.82	0.08
	国債	POLAND GOV 3.75% 04/25/18/PLN/	3.75		2018/04/25	PLN	26,087,000	8,131,618.44	1.39
	国債	POLAND GOV 5.25% 10/25/17/PLN/	5.25		2017/10/25	PLN	8,930,000	2,950,744.98	0.50
	国債	POLAND GOVE 5.5% 10/25/19/PLN/	5.50		2019/10/25	PLN	10,310,000	3,528,218.81	0.60

	国債	POLAND GOVE 5.5%	04/25/15/PLN/	5.50	2015/04/25	PLN	17,280,000	5,504,664.92	0.94
	国債	POLAND GOV 5.25%	10/25/20/PLN/	5.25	2020/10/25	PLN	33,860,000	11,519,138.26	1.96
	国債	POLAND GOVERN 5%	04/25/16/PLN/	5.00	2016/04/25	PLN	25,890,000	8,314,097.74	1.42
	国債	POLAND GOV 4.75%	10/25/16/PLN/	4.75	2016/10/25	PLN	56,340,000	18,101,088.31	3.09
	国債	POLAND GOVERN 4%	10/25/23/PLN/	4.00	2023/10/25	PLN	32,653,000	10,253,978.63	1.75
	国債	POLAND GOV 4.75%	04/25/17/PLN/	4.75	2017/04/25	PLN	7,580,000	2,447,264.69	0.42
	クレジット リンク債等	POLAND GO 2.75%	08/25/23 /PLN/	2.75	2023/08/25	PLN	16,351,543	5,564,016.91	0.95
マレー シア	国債	MALAYSIAN 3.844%	04/15/33/MYR/	3.84	2033/04/15	MYR	7,482,000	2,462,903.47	0.42
	国債	MALAYSIAN 5.094%	04/30/14/MYR/	5.09	2014/04/30	MYR	1,210,000	398,159.89	0.07
	国債	MALAYSIAN 3.58%	09/28/18/MYR/	3.58	2018/09/28	MYR	37,360,000	12,188,112.29	2.08
	国債	MALAYSIAN 3.892%	03/15/27/MYR/	3.89	2027/03/15	MYR	8,410,000	2,827,757.34	0.48
	金利スワ ップ等	IRS PKL3MR03.44	11/04/16 HSBCLDN SHORT	3.21	2016/11/04	MYR	-67,500,000	-21,781,219.75	-3.71
	金利スワ ップ等	IRS R03.44PKL3M	11/04/16 HSBCLDN LONG	3.44	2016/11/04	MYR	67,500,000	21,858,070.86	3.73
メキシ コ	国債	MEX BONOS D 7.5%	06/03/27/MXN/	7.50	2027/06/03	MXN	74,280,000	6,776,081.17	1.16
	国債	MEX BONOS D 6.5%	06/09/22/MXN/	6.50	2022/06/09	MXN	167,260,000	14,086,921.21	2.40
	国債	MEX BONOS D 8.5%	11/18/38/MXN/	8.50	2038/11/18	MXN	13,230,000	1,290,876.16	0.22
	国債	MEX BONOS D 8.5%	05/31/29/MXN/	8.50	2029/05/31	MXN	82,690,000	8,134,599.60	1.39
	国債	MEX BONOS DE 10%	12/05/24/MXN/	10.00	2024/12/05	MXN	39,150,000	4,242,985.62	0.72
	国債	MEX BONOS DE 10%	11/20/36/MXN/	10.00	2036/11/20	MXN	51,480,000	5,716,989.68	0.97
	国債	MEX BONOS 6.25%	06/16/16/MXN/	6.25	2016/06/16	MXN	274,410,000	22,513,706.26	3.84
	金利スワ ップ等	IRS PMXIER06.39	04/27/22 RBSLDN SHORT	4.33	2022/04/27	MXN	-174,830,000	-13,625,965.95	-2.32
	金利スワ ップ等	IRS R06.39PMXIE	04/27/22 RBSLDN LONG	6.39	2022/04/27	MXN	174,830,000	14,141,049.81	2.41
	金利スワ ップ等	IRS P06.05RMXIE	09/01/22 JPMLDN SHORT	6.05	2022/09/01	MXN	-129,010,000	-10,054,829.65	-1.71
	金利スワ ップ等	IRS RMXIEP06.05	09/01/22 JPMLDN LONG	4.31	2022/09/01	MXN	129,010,000	9,963,527.07	1.70
	金利スワ ップ等	IRS P04.53RMXIE	03/23/15 DEUTLDN SHORT	4.53	2015/03/23	MXN	-160,000,000	-12,470,139.86	-2.13
	金利スワ ップ等	IRS RMXIEP04.53	03/23/15 DEUTLDN LONG	4.32	2015/03/23	MXN	160,000,000	12,449,629.60	2.12
	金利スワ ップ等	IRS P04.64RMXIE	02/09/15 CITINY SHORT	4.64	2015/02/09	MXN	-331,490,000	-25,835,791.64	-4.40
	金利スワ ップ等	IRS RMXIEP04.64	02/09/15 CITINY LONG	4.33	2015/02/09	MXN	331,490,000	25,742,726.73	4.39
	金利スワ ップ等	IRS PMXIER05.27	05/05/23 DEUTLDN SHORT	4.31	2023/05/05	MXN	-68,810,000	-5,362,939.52	-0.91
	金利スワ ップ等	IRS R05.27PMXIE	05/05/23 DEUTLDN LONG	5.27	2023/05/05	MXN	68,810,000	5,034,327.60	0.86
	金利スワ ップ等	IRS PMXIER05.27	05/05/23 CITINY SHORT	4.31	2023/05/05	MXN	-69,610,000	-5,425,290.22	-0.92
	金利スワ ップ等	IRS R05.27PMXIE	05/05/23 CITINY LONG	5.27	2023/05/05	MXN	69,610,000	5,092,857.79	0.87
ルーマ ニア	国債	ROMANIA GO 5.85%	04/26/23/RON/	5.85	2023/04/26	RON	5,290,000	1,649,410.16	0.28
	国債	ROMANIA GOV 5.9%	07/26/17/RON/	5.90	2017/07/26	RON	13,760,000	4,228,499.28	0.72
ロシア	国債	RUSSIA GOV 8.15%	02/03/27/RUB/	8.15	2027/02/03	RUB	169,860,000	5,651,140.94	0.96
	国債	RUSSIA GOVT 7.4%	4/19/17/RUB/	7.40	2017/04/19	RUB	694,870,000	22,454,290.66	3.83
	国債	RUSSIA GOVT 6.8%	12/11/19/RUB/	6.80	2019/12/11	RUB	190,270,000	5,945,890.95	1.01
	国債	RUSSIA GOVT B 7%	01/25/23/RUB/	7.00	2023/01/25	RUB	264,180,000	8,181,111.43	1.39
	国債	RUSSIA GOV 7.05%	01/19/28/RUB/	7.05	2028/01/19	RUB	4,860,000	146,623.66	0.02
	国債	RUSSIA GOVT 7.5%	03/15/18/RUB/	7.50	2018/03/15	RUB	317,600,000	10,362,494.03	1.77
	トータルリ ターンズ ワップ	RUSSIA GOVT BD OFZ	6.9% 8/5/16	6.90	2016/08/05	RUB	228,100,000	7,280,629.88	1.24
	トータルリ ターンズ ワップ	TRS RFLB 7 1/2	3/15/18 /RUB/	7.50	2018/03/15	RUB	179,640,000	5,864,016.60	1.00
	金利スワ ップ等	RECV CCSUSD20150626	RBSLDN /LONG/	6.08	2015/06/26	RUB	422,550,000	36,436.45	0.01
	金利スワ ップ等	PAYB CCSUSD20180626	RBSLDN /SHORT/	5.94	2018/06/26	RUB	-197,190,000	-125,261.84	-0.02
	金利スワ ップ等	RECV CCSRUB 0%	3/8/14 /RUB/	14.10	2014/03/08	RUB	198,579,600	6,573,201.74	1.12

南アフリカ	国債	REPUBLIC O 13.5% 09/15/15/ZAR/	13.50	2015/09/15	ZAR	163,667	18,919.18	0.00
	国債	REPUBLIC O 10.5% 12/21/26/ZAR/	10.50	2026/12/21	ZAR	90,942,917	11,260,737.81	1.92
	国債	REPUBLIC OF S 8% 12/21/18/ZAR/	8.00	2018/12/21	ZAR	111,000,000	11,802,768.84	2.01
	国債	REPUBLIC O 8.25% 09/15/17/ZAR/	8.25	2017/09/15	ZAR	5,120,000	545,806.68	0.09
	国債	REPUBLIC O 7.25% 01/15/20/ZAR/	7.25	2020/01/15	ZAR	30,975,500	3,156,453.25	0.54
	国債	REPUBLIC O 6.25% 03/31/36/ZAR/	6.25	2036/03/31	ZAR	97,900,000	7,583,701.52	1.29
	国債	REPUBLIC OF S 7% 02/28/31/ZAR/	7.00	2031/02/28	ZAR	21,560,000	1,909,743.10	0.33
	金利スワップ等	IRS PJ13MR07.57 06/28/16 RBSLDN SHORT	5.13	2016/06/28	ZAR	-32,770,000	-3,257,536.22	-0.56
	金利スワップ等	IRS R07.57PJ13M 06/28/16 RBSLDN LONG	7.57	2016/06/28	ZAR	32,770,000	3,430,265.55	0.58
	金利スワップ等	IRS PJ13MR07.27 09/13/15 DEUTLDN SHORT		2015/09/13	ZAR	-189,710,000	-18,858,321.53	-3.22
	金利スワップ等	IRS R07.27PJ13M 09/13/15 DEUTLDN LONG	7.27	2015/09/13	ZAR	189,710,000	19,487,196.20	3.32
	金利スワップ等	IRS PJ13MR06.98 08/10/16 BCAPLDN SHORT	5.13	2016/08/10	ZAR	-69,360,000	-6,894,803.55	-1.18
	金利スワップ等	IRS R06.98PJ13M 08/10/16 BCAPLDN LONG	6.98	2016/08/10	ZAR	69,360,000	7,147,140.19	1.22

上記の明細につきましては、ブラウン・ブラザーズ・ハリマンのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2013年 5月31日現在です。

### 【純資産額計算書】

資産総額	480,905,518円
負債総額	16,921,027円
純資産総額（ - ）	463,984,491円
発行済口数	324,188,179口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4312円

（参考）

S I M ショートターム・マザー・ファンド

純資産額計算書

資産総額	586,746,961円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	586,746,961円
発行済口数	575,920,843口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0188円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

##### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

##### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額等

平成25年5月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

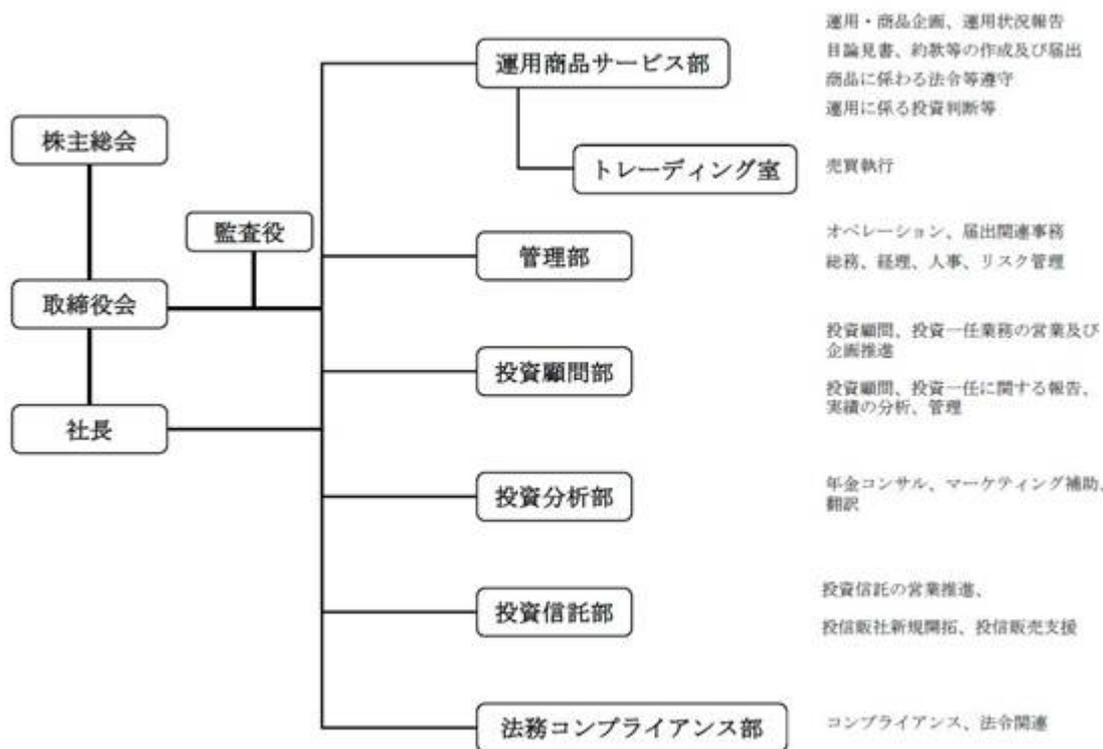
###### (2) 会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

\* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



###### (3) 投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用商品サービス部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用商品サービス部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資

運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。  
平成25年5月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計20本(追加型投資信託16  
本、単位型投資信託4本)であり、純資産の総額は114,138百万円(百万円未満切捨)です。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

期別		第11期 (平成24年3月31日現在)		第12期 (平成25年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金	2		797,088		802,162
前払費用			8,745		8,019
未収還付法人税等			-		1,837
未収委託者報酬			147,167		154,065
未収運用受託報酬			21,488		20,874
未収収益			4,604		4,936
繰延税金資産			979		347
その他			13		1,065
流動資産計			980,087		993,308
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	43,210		39,925	
器具備品	1	3,037		2,158	
無形固定資産					
ソフトウェア		3,388		1,492	
商標権		43		-	
投資その他の資産					
差入保証金	2	44,119		44,119	
固定資産計			93,800		87,696
資産合計			1,073,888		1,081,005

期別		第11期 (平成24年3月31日現在)		第12期 (平成25年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金			125,062		118,260
未払手数料	2	83,601		83,548	
その他未払金	2	41,461		34,711	
未払費用			9,858		9,673
未払法人税等			3,948		1,187
未払消費税等			2,726		3,512
その他			1,030		1,352
流動負債計			142,625		133,986
固定負債					
資産除去債務			27,355		27,922
繰延税金負債			8,568		8,616
固定負債計			35,923		36,539
負債合計			178,549		170,525
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		400,339		415,479	
利益剰余金合計			400,339		415,479
株主資本合計			895,339		910,479
純資産合計			895,339		910,479
負債・純資産合計			1,073,888		1,081,005

## (2) 【損益計算書】

期別		第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		第12期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬		1,377,872		1,273,039	
運用受託報酬		111,721		99,675	
その他営業収益		20,137		17,886	
営業収益計			1,509,732		1,390,601
営業費用					
支払手数料	1	848,355		776,619	
広告宣伝費		28,754		22,432	
公告費		600		600	
調査費					
図書費		563		570	
調査費		109,013		118,500	
委託計算費		20,396		17,477	
営業雑経費					
通信費		915		1,002	
印刷費		13,767		17,049	
協会費		2,881		2,781	
その他営業雑経費		8,601		8,545	
営業費用計			1,033,849		965,579
一般管理費					
給料					
役員報酬		20,100		19,960	
給料・手当		186,239		181,197	
賞与		27,803		28,399	
退職給付費用		30,274		33,246	
交際費		1,423		642	
旅費交通費		10,096		11,973	
租税公課		3,978		4,829	
不動産賃借料		44,119		44,119	
固定資産減価償却費		7,637		6,104	
資産除去債務利息費用		556		567	
諸経費		72,053		69,209	
一般管理費計			404,281		400,250
営業利益			71,601		24,772
営業外収益					
受取利息	1	100		98	
雑収入		11		27	
営業外収益計			112		125
営業外費用					
雑損失		2		33	
営業外費用計			2		33
経常利益			71,711		24,864
税引前当期純利益			71,711		24,864
法人税、住民税及び事業税	1	30,144		9,043	
法人税等調整額		1,206		680	
当期純利益			42,772		15,140

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第11期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	357,566
	当期変動額	当期純利益 42,772
	当期末残高	400,339
利益剰余金合計	当期首残高	357,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	400,339
株主資本合計	当期首残高	852,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	895,339
純資産合計	当期首残高	852,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	895,339

第12期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	400,339
	当期変動額	当期純利益 15,140
	当期末残高	415,479
利益剰余金合計	当期首残高	400,339
	当期変動額	15,140
	当期末残高	415,479
株主資本合計	当期首残高	895,339
	当期変動額	15,140
	当期末残高	910,479
純資産合計	当期首残高	895,339
	当期変動額	15,140
	当期末残高	910,479

## 〔重要な会計方針〕

項目	内容
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3～38年 器具備品 3～20年</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>

## 〔注記事項〕

## （貸借対照表関係）

第11期 （平成24年3月31日現在）	第12期 （平成25年3月31日現在）
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 5,165千円 器具備品 11,516千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 506,438千円 差入保証金 44,119千円 未払手数料 46,871千円 その他未払金 20,663千円 当該金額のうち、20,601千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 8,450千円 器具備品 12,395千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 584,212千円 差入保証金 44,119千円 未払手数料 51,095千円 その他未払金 6,015千円 当該金額のうち、5,954千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>

## （損益計算書関係）

第11期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	第12期 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）
<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 384,845千円 受取利息 100千円 法人税、住民税及び事業税 20,601千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>	<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 344,465千円 受取利息 98千円 法人税、住民税及び事業税 5,954千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>

## （株主資本等変動計算書関係）

第11期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）					第12期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）				
発行済株式に関する事項					発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	9,900			9,900	普通株式 (株)	9,900			9,900

## （リース取引関係）

第11期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第12期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （金融商品関係）

第11期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に対する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

## 運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

## 市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にし、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

## 流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

## (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりで

あります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	797,088	797,088	-
未収委託者報酬	147,167	147,167	-
未収運用受託報酬	21,488	21,488	-
差入保証金	44,119	29,013	15,105
資産計	1,009,864	994,758	15,105
未払手数料	83,601	83,601	-
その他未払金	41,461	41,461	-
負債計	125,062	125,062	-

## (2) 時価の算定方法

### 資産

#### 預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

### 負債

#### 未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

## (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	797,088	-
未収委託者報酬	147,167	-
未収運用受託報酬	21,488	-
差入保証金	-	44,119
合計	965,744	44,119

第12期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に対する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

## 運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用商品サービス部に対しその改善の指示を行います。

## 市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にし、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用商品サービス部に対し改善の指示を行います。

## 流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

## (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	802,162	802,162	-
未収委託者報酬	154,065	154,065	-
未収運用受託報酬	20,874	20,874	-
差入保証金	44,119	32,101	12,017
資産計	1,021,222	1,009,204	12,017
未払手数料	83,548	83,548	-
その他未払金	34,711	34,711	-
負債計	118,260	118,260	-

## (2) 時価の算定方法

資 産

## 預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

## 未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

## (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	802,162	-
未収委託者報酬	154,065	-
未収運用受託報酬	20,874	-
差入保証金	-	44,119
合計	977,102	44,119

## (有価証券関係)

第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第12期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第12期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

第11期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)			第12期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		
<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。 (3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p>			<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。 (3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p>		
	エマージング・カレンシー・債券ファンド(毎月分配型)	新生・UTIインドファンド		エマージング・カレンシー・債券ファンド(毎月分配型)	新生・UTIインドファンド
営業収益	871,660	266,667	営業収益	814,061	221,525
<p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。</p>			<p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。</p>		

## （資産除去債務関係）

の

第11期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第12期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)																
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>期首残高</th> <th>有形固定資産の取得に伴う増加額</th> <th>時の経過による調整額</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26,798</td> <td></td> <td>556</td> <td>27,355</td> </tr> </tbody> </table>	期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高	26,798		556	27,355	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>期首残高</th> <th>有形固定資産の取得に伴う増加額</th> <th>時の経過による調整額</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27,355</td> <td></td> <td>567</td> <td>27,922</td> </tr> </tbody> </table>	期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高	27,355		567	27,922
期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高														
26,798		556	27,355														
期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高														
27,355		567	27,922														

## （関連当事者情報）

第11期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	384,845	未払 手数料	46,871
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	20,601	その他 未払金	20,601
							敷金の差入		差入 保証金	44,119

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第12期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## 当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	344,465	未払 手数料	51,095
							連結法人税額の うち連結納税親 会社への支出	5,954	その他 未払金	5,954
							敷金の差入		差入 保証金	44,119

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

## (税効果会計関係)

第11期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第12期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>未払事業税</p> <p style="text-align: right;">979千円</p> <p style="text-align: right;">小計 979千円</p> <p>固定資産</p> <p>資産除去債務</p> <p style="text-align: right;">9,749千円</p> <p>その他</p> <p style="text-align: right;">524千円</p> <p>評価性引当額</p> <p style="text-align: right;">9,749千円</p> <p>繰延税金負債(固定)との相殺</p> <p style="text-align: right;">524千円</p> <p style="text-align: right;">小計 千円</p> <p>繰延税金資産合計</p> <p style="text-align: right;">979千円</p> <p>計</p> <p>繰延税金負債</p> <p>固定負債</p> <p>建物(除去費用)</p> <p style="text-align: right;">9,093千円</p> <p>繰延税金資産(固定)との相殺</p> <p style="text-align: right;">524千円</p> <p style="text-align: right;">小計 8,568千円</p> <p>繰延税金負債合計</p> <p style="text-align: right;">8,568千円</p> <p>計</p> <p>差引：繰延税金負債の純額</p> <p style="text-align: right;">7,588千円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>未払事業税</p> <p style="text-align: right;">396千円</p> <p>未払事業所税</p> <p style="text-align: right;">306千円</p> <p>繰延税金負債(流動)との相殺</p> <p style="text-align: right;">355千円</p> <p style="text-align: right;">小計 347千円</p> <p>固定資産</p> <p>資産除去債務</p> <p style="text-align: right;">9,951千円</p> <p>その他</p> <p style="text-align: right;">382千円</p> <p>評価性引当額</p> <p style="text-align: right;">10,273千円</p> <p>繰延税金負債(固定)との相殺</p> <p style="text-align: right;">61千円</p> <p style="text-align: right;">小計 千円</p> <p>繰延税金資産合計</p> <p style="text-align: right;">347千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>流動負債</p> <p>未収事業税</p> <p style="text-align: right;">355千円</p> <p>繰延税金資産(流動)との相殺</p> <p style="text-align: right;">355千円</p> <p style="text-align: right;">小計 千円</p> <p>固定負債</p> <p>建物(除去費用)</p> <p style="text-align: right;">8,677千円</p> <p>繰延税金負債(固定)との相殺</p> <p style="text-align: right;">61千円</p> <p style="text-align: right;">小計 8,616千円</p> <p>繰延税金負債合計</p> <p style="text-align: right;">8,616千円</p> <p>差引：繰延税金負債の純額</p> <p style="text-align: right;">8,269千円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。</p>

## (退職給付関係)

第11期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第12期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<p>親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。</p>	<p>親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。</p>

## (1株当たり情報)

第11期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第12期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額 90,438円31銭 1株当たり当期純利益 4,320円45銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 91,967円67銭 1株当たり当期純利益 1,529円35銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

## (重要な後発事象)

第12期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成25年3月末現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## &lt;再信託受託会社の概要&gt;

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成25年3月末現在)	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMB Cフレンド証券株式会社	27,270百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
香川証券株式会社	555百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	
フィデリティ証券株式会社	5,957.5百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社新生銀行	512,204百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
三井生命保険株式会社	167,280百万円	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

## (2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

## 3【資本関係】

## (1) 受託会社

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

株式会社新生銀行は、委託会社の株式を100%保有する親会社です。

## 第3【その他】

## (1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

- ・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

ファンドの形態等を記載することがあります。

委託会社の名称およびロゴマーク、図案等を採用することがあります。

(2) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(3) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年7月8日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 岩本 正印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 青木 裕晃 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）の平成24年5月24日から平成25年5月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）の平成25年5月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月17日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 岩本 正印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 青木 裕晃 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。